第５章

第５章　協働プロジェクト

第５章

第５章　協働プロジェクト

1 協働プロジェクトの考え方

市民、事業者、市の協働の必要性

地方分権の進展や少子高齢化など、社会環境が急激に変化している中、住民ニーズも様々な分野に広がり、地域課題も複雑多様化しています。

このようななか、きめ細かな住民サービスを提供し続けるためには、今まで以上に住民の皆さんの持つ能力や地域が持っている活力を、市と共にまちづくりに生かしていただく市民協働の取組の強化が必要であるとともに、次世代の環境づくり活動の担い手の発掘・育成が急務となっています。

協働プロジェクトの目的・目標

協働プロジェクトとは、本市に関わる全ての人々が環境づくり活動の担い手となるべく、市民、事業者及び市の協働により展開する事業です。

協働プロジェクトの立案にあたっては、市民や事業者の皆様に参加を頂いた市民懇談会にてワークショップ形式による討議を行い、持続可能な社会を実現するための課題の洗い出し、将来にわたって事業を継続していくための仕組みや、本市の環境づくりに関する活動の輪を広げていくための仕組みなどについて意見・アイデアを出し合いました。

頂いた多種多様なご意見・アイデアのうち、特に本市の環境づくりにおいて重要であると考えられる取組を重点プログラムと位置づけ、本計画期間の早期において優先的な推進を図ります。

本計画では、重点プログラムの実施イメージを示していますが、引き続き、市民懇談会による具体的な取組案の作成や推進体制等の仕組みづくりを行い、周知・啓発を経て実際の活動に繋げます。また、PDCA サイクルにより活動内容の見直しと更なる拡充を繰り返し、将来は持続可能な取組として市民・事業者・市が協働でプログラムに活動することを目指します。

1 協働プロジェクトの考え方

市民、事業者、市の協働の必要性

地方分権の進展や少子高齢化など、社会環境が急激に変化している中、住民ニーズも様々な分野に広がり、地域課題も複雑多様化しています。

このようななか、きめ細かな住民サービスを提供し続けるためには、今まで以上に住民の皆さんの持つ能力や地域が持っている活力を、市と共にまちづくりに生かしていただく市民協働の取組の強化が必要であるとともに、次世代の環境づくり活動の担い手の発掘・育成が急務となっています。

協働プロジェクトの目的・目標

協働プロジェクトとは、本市に関わる全ての人々が環境づくり活動の担い手となるべく、市民、事業者及び市の協働により展開する事業です。

協働プロジェクトの立案にあたっては、市民や事業者の皆様に参加を頂いた市民懇談会にてワークショップ形式による討議を行い、持続可能な社会を実現するための課題の洗い出し、将来にわたって事業を継続していくための仕組みや、本市の環境づくりに関する活動の輪を広げていくための仕組みなどについて意見・アイデアを出し合いました。

頂いた多種多様なご意見・アイデアのうち、特に本市の環境づくりにおいて重要であると考えられる取組を重点プログラムと位置づけ、本計画期間の早期において優先的な推進を図ります。

本計画では、重点プログラムの実施イメージを示していますが、引き続き、市民懇談会による具体的な取組案の作成や推進体制等の仕組みづくりを行い、周知・啓発を経て実際の活動に繋げます。また、PDCA サイクルにより活動内容の見直しと更なる拡充を繰り返し、将来は持続可能な取組として市民・事業者・市が協働でプログラムに取り組むことを目指します。

現行計画書

協働プロジェクトの流れ

Plan 計画

市民懇談会
- 協働プログラムについての意見、アイデアを提案
- 重点プログラムの検討・選定

重点プログラム
プログラム１　みんなができる地球温暖化対策
プログラム２　自然環境　私たちにできること

市民懇談会
- プログラム実施の具体案の作成
- 推進体制・仕組みづくりの検討

Do 実行

協働による重点プログラムの周知、啓発、活動実施
- 環境活動意識の高揚
- 環境活動への積極的な参加
- 環境活動の担い手の発掘、育成

Check 点検・評価

市民懇談会
- 活動内容のまとめ
- 実施効果、課題の検証

Action 改善

市民懇談会
- 活動内容の見直し、拡充の検討
- 新たな取組のアイデアの検討

～将来のイメージ～

市民・事業者・市の協働による持続可能な取組が実施されている

改訂計画素案

協働プロジェクトの流れ

Plan 計画

市民懇談会
- 協働プログラムについての意見、アイデアを提案
- 重点プログラムの検討・選定

重点プログラム
プログラム１　みんなができる地球温暖化対策
プログラム２　自然環境　私たちにできること

市民懇談会
- プログラム実施の具体案の作成
- 推進体制・仕組みづくりの検討

Do 実行

協働による重点プログラムの周知、啓発、活動実施
- 環境活動意識の高揚
- 環境活動への積極的な参加
- 環境活動の担い手の発掘、育成

Check 点検・評価

市民懇談会
- 活動内容のまとめ
- 実施効果、課題の検証

Action 改善

市民懇談会
- 活動内容の見直し、拡充の検討
- 新たな取組のアイデアの検討

～将来のイメージ～

市民・事業者・市の協働による持続可能な取組が実施されている

■コラム　犬山市環境基本計画　市民懇談会

　環境基本計画を策定するにあたり平成31年3月を皮切りに計4回開催し、延べ113名の市民や事業者の皆様にご参加いただきました。
　市民懇談会では「SDGs」に関する講演のほか、「犬山市の環境について考えよう　豊かな自然を未来へつなぐために私たちができること」と題したワークショップを行い、市民・事業者・市が協働で取組むプロジェクトを作るため、意見やアイデアを話し合いました。また、そこで出た意見について討議を行い、市民や事業者が取り組むべき事項を重点プログラムとしてまとめました。
　今後も市民懇談会を継続的に開催し、取組を具体化し、施策化を目指します。

市民懇談会の討議の様子






＜犬山市環境基本計画市民懇談会　開催実績＞

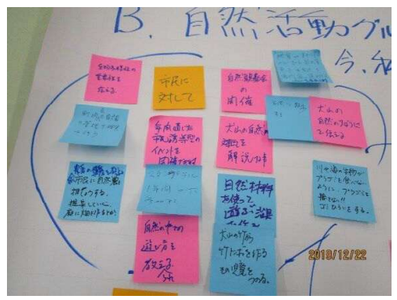
第1回	平成31年　3月　2日	35名
第2回	令和元年　6月 16日	24名
第3回	令和元年　9月 29日	28名
第4回	令和元年　12月 22日	26名

■コラム　犬山市環境基本計画　市民懇談会

　環境基本計画を策定するにあたり平成31年3月を皮切りに計4回開催し、延べ113名の市民や事業者の皆様にご参加いただきました。
　市民懇談会では「SDGs」に関する講演のほか、「犬山市の環境について考えよう　豊かな自然を未来へつなぐために私たちができること」と題したワークショップを行い、市民・事業者・市が協働で取組むプロジェクトを作るため、意見やアイデアを話し合いました。また、そこで出た意見について討議を行い、市民や事業者が取り組むべき事項を重点プログラムとしてまとめました。
　今後も市民懇談会を継続的に開催し、取組を具体化し、施策化を目指します。

市民懇談会の討議の様子



＜犬山市環境基本計画市民懇談会　開催実績＞

第1回	平成31年　3月　2日	35名
第2回	令和元年　6月 16日	24名
第3回	令和元年　9月 29日	28名
第4回	令和元年　12月 22日	26名

市民懇談会における主な意見・アイデア

自然環境に関すること

- **犬山には他市に無いすばらしい自然資源がある事を市民が共有する。**
- **地域の自然環境の現状を把握する。**
- **犬山の自然について本格的に調査活動とデータ採集を早急に進める。**
- **イベントとして楽しめるような里山の保全や整備につながる企画を続けていく。**
- **身近な自然を子どもに遊びをとおして学習できるといい。**
- 荒れた雑木林や竹林を行政と市民が協働して、かつての里山を復活する。
- 生物多様性を学習する体験的講座をつくる。
- 行政と市民の協働による侵略的外来種対策を実施する。

循環型社会に関すること

- **ごみの分別方法など定期的に教育し続ける。**
- **食品ロスは個々に取り組むだけはなく、事業者と行政と消費者の連携で進める。**
- **スーパーや商店と協力し、プラ製の袋や容器をできるだけ使わないようにする。**
- 町内会毎にごみ分別コンテストをする。
- ごみを分別した後の最終の姿を知らせる。
- 生ごみや間伐材を肥料として再利用できる施設や方法を検討する。

生活環境に関すること

- **災害対策に関連して太陽光など再エネ電源（蓄電池と共に）を導入する。**
- 下水道の整備を進める。
- 市民による定期的な水質や環境等の調査活動を行う。
- 空家対策を進める。
- アダプトシステムを活用する。
- 市民の定期的な見回りによる不法投棄などの見守り活動をする。
- 自転車優先レーンをつくる。

温暖化対策に関すること

- **省エネは、得することを見える化する。**
- **各家庭では、太陽光発電や防災用ボイラーなどの設置を促進する。**
- **コミュニティバスなど公共交通機関の利用を促進させる。**
- 省エネ機器の購入や省エネ建築に対する補助金制度を導入する。
- 公共施設の屋根貸しをもっと推進する。
- 市民健康館（さら・さくら）を再エネの拠点にする。
- メガソーラーによる乱開発を抑止する。
- 小水力発電、木質バイオマス利用を促進する。
- 水素社会に向けた取り組みを推進する。
- 自動車から自転車へ移行しやすい道路環境を作る。
- 誰でも使える貸し自転車を増やす。

環境保全活動に関すること

- **親子で参加できる環境学習講座を開催する。**
- **市民の環境リーダーを養成する。**
- **大人が環境について学ぶ場を創造する。**
- **市民と専門家が一緒に行う地域での自然観察会、生物調査を実施する**
- **学校教育では時間がとれないので、別に ESD ができるようにする。**
- **いろんなイベント会場で環境コーナーを設け、遊びながら学べる機会をつくる。**
- **地域コミュニティを活用する。**
- **市民グループが協力してさまざまな環境保全活動を行うための組織をつくる。**
- 小中学校への環境出前講座を実施する。
- 地域を見直す機会（見学会等）を設ける。
- イベントと組み合わせをした地域クリーン活動を実施する。
- 子どもがエコリーダーになる。
- エコアップ養成講座を再開する。
- 環境教育のセンターとして、市民健康館（さら・さくら）を活用する。

※太字は、重点プログラムとして選定したアイデア・意見

市民懇談会における主な意見・アイデア

自然環境に関すること

- **犬山には他市に無いすばらしい自然資源がある事を市民が共有する。**
- **地域の自然環境の現状を把握する。**
- **犬山の自然について本格的に調査活動とデータ採集を早急に進める。**
- **イベントとして楽しめるような里山の保全や整備につながる企画を続けていく。**
- **身近な自然を子どもに遊びをとおして学習できるといい。**
- 荒れた雑木林や竹林を行政と市民が協働して、かつての里山を復活する。
- 生物多様性を学習する体験的講座をつくる。
- 行政と市民の協働による侵略的外来種対策を実施する。

循環型社会に関すること

- **ごみの分別方法など定期的に教育し続ける。**
- **食品ロスは個々に取り組むだけはなく、事業者と行政と消費者の連携で進める。**
- **スーパーや商店と協力し、プラ製の袋や容器をできるだけ使わないようにする。**
- 町内会毎にごみ分別コンテストをする。
- ごみを分別した後の最終の姿を知らせる。
- 生ごみや間伐材を肥料として再利用できる施設や方法を検討する。

生活環境に関すること

- **災害対策に関連して太陽光など再エネ電源（蓄電池と共に）を導入する。**
- 下水道の整備を進める。
- 市民による定期的な水質や環境等の調査活動を行う。
- 空家対策を進める。
- アダプトシステムを活用する。
- 市民の定期的な見回りによる不法投棄などの見守り活動をする。
- 自転車優先レーンをつくる。

温暖化対策に関すること

- **省エネは、得することを見える化する。**
- **各家庭では、太陽光発電や防災用ボイラーなどの設置を促進する。**
- **コミュニティバスなど公共交通機関の利用を促進させる。**
- 省エネ機器の購入や省エネ建築に対する補助金制度を導入する。
- 公共施設の屋根貸しをもっと推進する。
- 市民健康館（さら・さくら）を再エネの拠点にする。
- メガソーラーによる乱開発を抑止する。
- 小水力発電、木質バイオマス利用を促進する。
- 水素社会に向けた取り組みを推進する。
- 自動車から自転車へ移行しやすい道路環境を作る。
- 誰でも使える貸し自転車を増やす。

環境保全活動に関すること

- **親子で参加できる環境学習講座を開催する。**
- **市民の環境リーダーを養成する。**
- **大人が環境について学ぶ場を創造する。**
- **市民と専門家が一緒に行う地域での自然観察会、生物調査を実施する**
- **学校教育では時間がとれないので、別に ESD ができるようにする。**
- **いろんなイベント会場で環境コーナーを設け、遊びながら学べる機会をつくる。**
- **地域コミュニティを活用する。**
- **市民グループが協力してさまざまな環境保全活動を行うための組織をつくる。**
- 小中学校への環境出前講座を実施する。
- 地域を見直す機会（見学会等）を設ける。
- イベントと組み合わせをした地域クリーン活動を実施する。
- 子どもがエコリーダーになる。
- エコアップ養成講座を再開する。
- 環境教育のセンターとして、市民健康館（さら・さくら）を活用する。

※太字は、重点プログラムとして選定したアイデア・意見

2 重点プログラム

プログラム１　　みんなができる地球温暖化対策

プログラムの目的

パリ協定では、21世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが求められています。温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの活用、森林の整備など様々な取組を行うと共に、温室効果ガス削減のための活動に市民の幅広い参加を促していきます。

プログラムの内容と役割分担のイメージ

市民、事業者、市がそれぞれの責務を果たしながら、子どもから大人まで誰もが楽しく参加でき、温室効果ガス削減につながる活動の企画・立案、実施を協働で推進します。

各実施主体の具体的な取組の例

市民

個人での取り組み

・節電、省エネ、暮らしの工夫の実践
・ボランティア活動への参加

団体での取り組み

・再生可能エネルギーの創出
・森林整備活動
・環境イベントの開催
・市民へ活動内容の周知・ＰＲ

事業者

・市民活動への参加
・資金や資材などの提供
・広く周知、ＰＲ

市

・再生可能エネルギーの推進
・ボランティアスタッフの育成
・森林の保全
・環境イベントの開催へのフォロー
・市民への周知、ＰＲ
・市民、事業者の活動支援
・環境施策の展開

2 重点プログラム

プログラム１　　みんなができる地球温暖化対策

プログラムの目的

パリ協定では、21世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが求められています。温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの活用、森林の整備など様々な取組を行うとともに、温室効果ガス削減のための活動に市民の幅広い参加を促していきます。

プログラムの内容と役割分担のイメージ

市民、事業者、市がそれぞれの責務を果たしながら、子どもから大人まで誰もが楽しく参加でき、温室効果ガス削減につながる活動の企画・立案、実施を協働で推進します。

各実施主体の具体的な取組の例

市民

個人での取り組み

・節電、省エネ、暮らしの工夫の実践
・ボランティア活動への参加

団体での取り組み

・再生可能エネルギーの創出
・森林整備活動
・環境イベントの開催
・市民へ活動内容の周知・ＰＲ

事業者

・市民活動への参加
・資金や資材などの提供
・広く周知、ＰＲ

市

・再生可能エネルギーの推進
・ボランティアスタッフの育成
・森林の保全
・環境イベントの開催へのフォロー
・市民への周知、ＰＲ
・市民、事業者の活動支援
・環境施策の展開

想定される成果

【環境面】 ・温室効果ガスの削減及び市民への理解が進む。

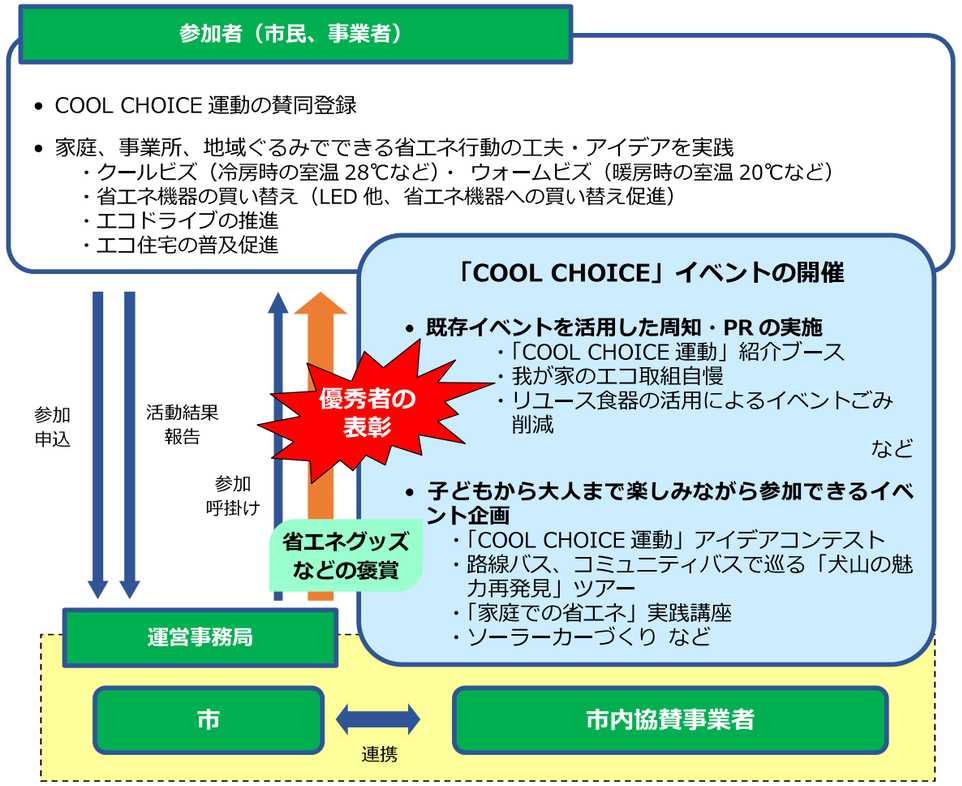
【経済面】 ・再生可能エネルギーの活用とともに、必要となる機器の購入等による消費が発生することで経済効果につながる。
・省エネにより電気代などが抑制されたことによる新たな消費が期待できる。

【社会面】 ・再生可能エネルギーを環境面だけでなく災害時にも利用できるようにすることで防災面でも活用が可能になる。
・森林保全から、森林に親しみやすい環境をつくることで健康増進につながる。

「みんなができる地球温暖化対策」今後の展開イメージ

省エネ・低炭素型の製品、サービス、行動など地球温暖化対策のあらゆる賢い選択を促す国民運動である COOL CHOICE 運動の普及に向けて、市民、事業者及び市の協働による PR イベントの開催が考えられます。

本イベントをきっかけとし、温室効果ガス削減のための活動への参加拡大が期待できます。



想定される成果

【環境面】 ・温室効果ガスの削減及び市民の理解が進む。

【経済面】 ・再生可能エネルギーの活用とともに、必要となる機器の購入等による消費が発生することで経済効果につながる。
・省エネにより電気代などが抑制されたことによる新たな消費が期待できる。

【社会面】 ・再生可能エネルギーを環境面だけでなく災害時にも利用できるようにすることで防災面でも活用が可能になる。
・森林保全から、森林に親しみやすい環境をつくることで健康増進につながる。

「みんながができる地球温暖化対策」今後の展開イメージ

市民、事業者、市が連携し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進します。デコ活アクションやデコ活宣言の普及・啓発を通じて、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動を促し、一人ひとりの行動変容と地域全体への取組の広がりにつなげます。

デコ活
くらしの中のエコろがけ

■デコ活とは
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをみんなで創る国民運動です。毎日の暮らしの中でできる身近な行動から、環境にも暮らしにもよい生活を目指します。

デコ活が目指すもの

- 地球温暖化を防ぎ、気候変動によるリスクを低減
- 健康で快適な、豊かな暮らしの実現
- みんなで取り組み、次世代へよりよい社会をつなぐ

各主体の取組

市民	事業者・団体	自治体（犬山市）	デコ活応援団（環境省）
日々の暮らしの中でデコ活を実践	製品・サービス・取組を通じて、デコ活を後押し	市の施策・事業で市民・事業者の取組を後押し	官民の連携を通じてデコ活を全国に展開

デコ活アクションの例

住まい	移動	食	買い物	働き方・暮らし
●省エネ家電に買い替える ●住まいの断熱化(断熱リフォーム) ●再生可能エネルギーを導入	●公共交通機関や自転車、徒歩で移動 ●電動車を導入 ●エコドライブを心がける	●地元の食材を選ぶ（地産地消） ●食べ残しを減らす ●旬の食材を使用する。	●必要なものを必要な分だけ購入 ●環境に配慮した商品を選ぶ ●マイバッグ、マイボトルを使う	●テレワークで移動を減らす ●節電・節水を心がける ●地域の環境活動に参加する。

プログラム２　　自然環境　私たちにできること

プログラムの目的

本市の自然環境の特徴は、東部丘陵をはじめとした里山が多く占めており、自然資源に恵まれていることです。里山の豊かな自然環境を将来に向けて持続的に守り育んでいきます。

プログラムの内容と役割分担のイメージ

市民、事業者、市がそれぞれの責務を果たしながら、子どもから大人まで誰もが楽しく参加でき、自然環境の保全につながる活動の企画・立案、実施を協働で推進します。

各実施主体の具体的な取組の例

市民

個人での取り組み

・環境イベントへの参加
・ボランティア活動への参加
・犬山の自然について学ぶ

団体での取り組み

・自然と触れ合う環境イベントの実施
・外来種駆除活動
・自然保全活動の実施

事業者

・市民との繋がりをつくる
・自社製品を環境対策品にする
・イベントへの協力、物品の提供など

市

・環境調査の実施及び報告
・生物多様性の推進
・レジ袋削減の取組
・自然と触れ合う環境イベントの実施
・市民の自然保全活動のフォロー
・市民同士の連携のフォロー

プログラム２　　自然環境　私たちにできること

プログラムの目的

本市の自然環境の特徴は、東部丘陵をはじめとした里山が多く占めており、自然資源に恵まれていることです。里山の豊かな自然環境を将来に向けて持続的に守り育んでいきます。

プログラムの内容と役割分担のイメージ

市民、事業者、市がそれぞれの責務を果たしながら、子どもから大人まで誰もが楽しく参加でき、自然環境の保全につながる活動の企画・立案、実施を協働で推進します。

各実施主体の具体的な取組の例

市民

個人での取り組み

・環境イベントへの参加
・ボランティア活動への参加
・犬山の自然について学ぶ

団体での取り組み

・自然と触れ合う環境イベントの実施
・外来種駆除活動
・自然保全活動の実施

事業者

・市民との繋がりをつくる
・自社製品を環境対策品にする
・イベントへの協力、物品の提供など

市

・環境調査の実施及び報告
・生物多様性の保全の推進
・レジ袋削減の取組
・自然と触れ合う環境イベントの実施
・市民の自然保全活動のフォロー
・市民同士の連携のフォロー

想定される成果

【環境面】 ・自然へ親しむことで自然環境保護への意識が高まる。
・豊かな自然を未来へ繋げることができる。
・温室効果ガスの削減及び市民への理解が進む。
【経済面】 ・環境への意識の高まりから環境配慮型商品を販売、購入につながる。
【社会面】 ・自然に親しみ里山で体を動かすことで健康増進につながる。

「自然環境　私たちにできること」今後の展開イメージ

　みんなで生きもの調査は、市内の自然環境の現状把握や生物多様性に対する市民の意識高揚に資することを目的に、一般の市民から市内に生息・生育する動植物の情報を募る継続的な「動植物調査」です。
　具体的には、調査対象となる動植物を写真入りで紹介した「生きもの調査ガイドブック」を広く公表・配布し、市民に発見日時・場所、写真などの情報の投稿をお願いするものです。
　集められた生物情報は、データベースとして蓄積し、学校教材や自然観察講座等の資料としての活用のほか、希少動植物の保全対策や外来種対策などにも役立てていくことが期待できます。

「生きもの調査ガイドブック」の作成	・市内の動植物に詳しいボランティア等への声掛けを通じて、調査テーマや調査対象となる動植物を選定 ・よく見かける動植物だけでなく、希少種、外来生物等の情報も収集 ・作成したガイドブックは、小学校経由で市民に配布
↓	
生きもの調査の実施	・ガイドブックを参考に、市内で見つけた動植物の情報を事務局に投稿 ・自然観察講座、校外学習等で見つけた動植物の情報を事務局に投稿 ・市内の自然活動グループ等からの情報もあわせて収集
↓	
調査結果とりまとめ	・事務局、協力ボランティアにて投稿されたデータを整理 ・生きもの調査結果報告レポートの作成、公表
↓	
調査結果の活用	・将来的には「犬山の生きもの図鑑」の発行 ・学校教材としての活用、自然観察講座等の資料として活用 ・外来生物対策のための基礎資料、啓発活動

想定される成果

【環境面】 ・自然に親しむことで自然環境保護への意識が高まる。
・豊かな自然を未来へ繋げることができる。
・温室効果ガスの削減が進むとともに、市民の理解が深まる。
【経済面】 ・環境への意識の高まりから環境配慮型商品の販売、購入につながる。
【社会面】 ・自然に親しみ里山で体を動かすことで健康増進につながる。

「自然環境　私たちにできること」今後の展開イメージ

　みんなで生きもの調査は、市内の自然環境の現状把握や生物多様性に対する市民の意識高揚に資することを目的に、一般の市民から市内に生息・生育する動植物の情報を募る継続的な「動植物調査」です。
　具体的には、調査対象となる動植物を写真入りで紹介した「生きもの調査ガイドブック」を広く公表・配布し、市民に発見日時・場所、写真などの情報の投稿をお願いするものです。
　集められた生物情報は、データベースとして蓄積し、学校教材や自然観察講座等の資料としての活用のほか、希少動植物の保全対策や外来種対策などにも役立てていくことが期待できます。

「生きもの調査ガイドブック」の作成	・市内の動植物に詳しいボランティア等への声掛けを通じて、調査テーマや調査対象となる動植物を選定 ・よく見かける動植物だけでなく、希少種、外来生物等の情報も収集 ・作成したガイドブックは、小学校経由で市民に配布
↓	
生きもの調査の実施	・ガイドブックを参考に、市内で見つけた動植物の情報を事務局に投稿 ・自然観察講座、校外学習等で見つけた動植物の情報を事務局に投稿 ・市内の自然活動グループ等からの情報もあわせて収集
↓	
調査結果とりまとめ	・事務局、協力ボランティアにて投稿されたデータを整理 ・生きもの調査結果報告レポートの作成、公表
↓	
調査結果の活用	・将来的には「犬山の生きもの図鑑」の発行 ・学校教材としての活用、自然観察講座等の資料として活用 ・外来生物対策のための基礎資料、啓発活動

第６章　計画の進行管理

第６章　計画の進行管理

第6章

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、犬山市環境審議会をはじめ、市民、事業者及び市が協働して計画の推進に努めます。

犬山市環境審議会

環境審議会は、環境保全等に関する基本的事項について、専門的かつ広範な視点から調査したものを審議する機関として設置されています。

審議会では本計画の施策や推進方策に関して、年次報告書等による事業の実施状況や目標達成度を踏まえて、今後の計画の見直しや進め方について市長に助言・答申します。

環境行政推進会議（庁内組織）

環境行政推進会議は、環境に関する市の施策を横断的に取り組み、本計画を推進するために、市の関係部局の代表で構成される庁内組織です。

本会議は、庁内の各課で進められる環境施策の実施状況や目標達成状況の把握のほか、計画全体の進捗状況の結果をもとに施策の継続や見直しなどの検討も行います。

市民懇談会

市民懇談会は、環境活動の普及啓発を図るため、市民、事業者の意見や提言をとりまとめ、環境活動の実践や活動の輪を広げていきます。

事務局（環境課）

事務局は、本計画の進行管理全般に関する調整事務を行い、主に環境審議会や環境行政推進会議で検討内容の取りまとめや、犬山市環境白書の作成・公表を行います。

広域的な連携

地球温暖化や生物多様性の保全、大気環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について国、県及び近隣の地方自治体等との連携を図ります。

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、犬山市環境審議会をはじめ、市民、事業者及び市が協働して計画の推進に努めます。

犬山市環境審議会

環境審議会は、環境保全等に関する基本的事項について、専門的かつ広範な視点から調査したものを審議する機関として設置されています。

審議会では本計画の施策や推進方策に関して、年次報告書等による事業の実施状況や目標達成度を踏まえて、今後の計画の見直しや進め方について市長に助言・答申します。

環境行政推進会議（庁内組織）

環境行政推進会議は、環境に関する市の施策に横断的に取り組み、本計画を推進するために、市の関係部局の代表で構成される庁内組織です。

本会議は、庁内の各課で進められる環境施策の実施状況や目標達成状況の把握のほか、計画全体の進捗状況の結果をもとに施策の継続や見直しなどの検討も行います。

市民懇談会

市民懇談会は、環境活動の普及啓発を図るため、市民、事業者の意見や提言をとりまとめ、環境活動の実践や活動の輪を広げていきます。

事務局（環境課）

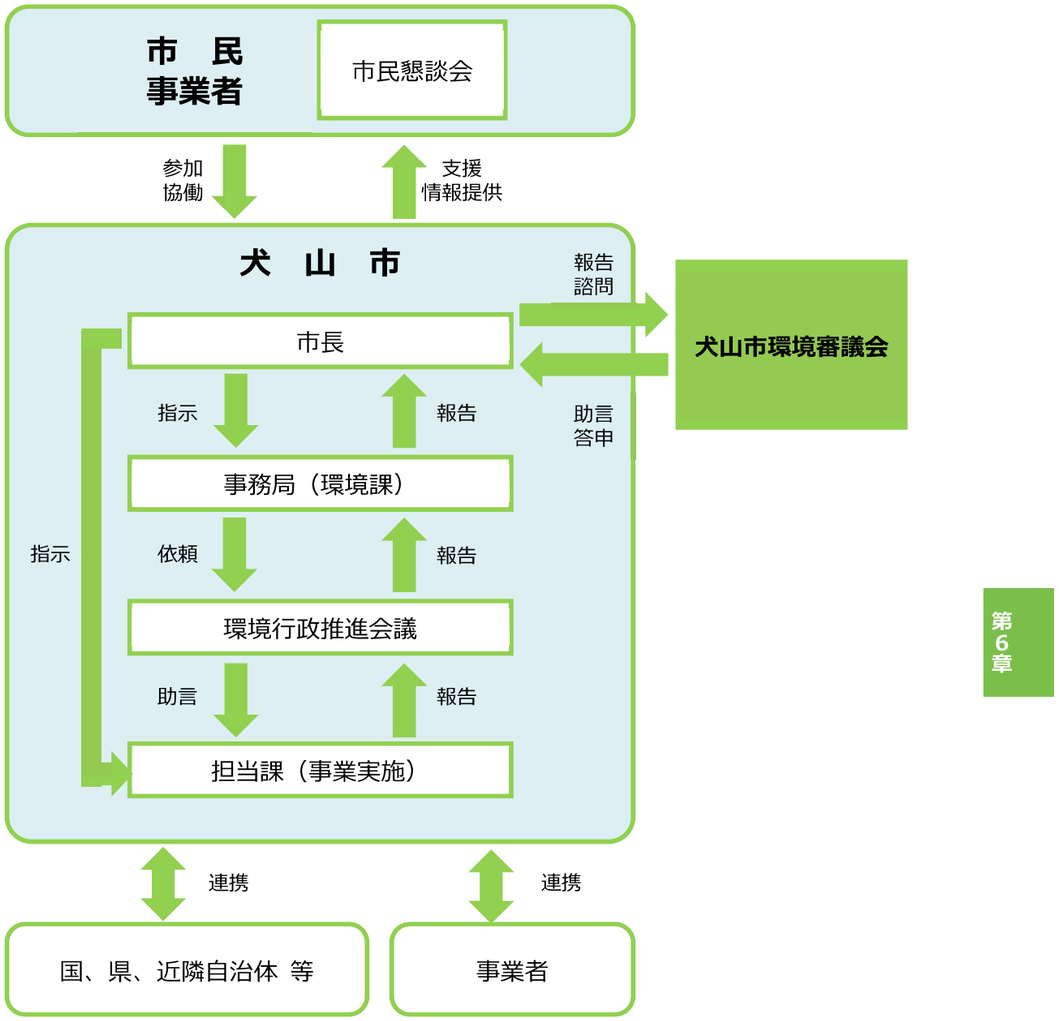
事務局は、本計画の進行管理全般に関する調整事務を行い、主に環境審議会や環境行政推進会議における検討内容の取りまとめや、犬山市環境白書の作成・公表を行います。

広域的な連携

地球温暖化や生物多様性の保全、大気環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について国、県及び近隣の地方自治体等との連携を図ります。

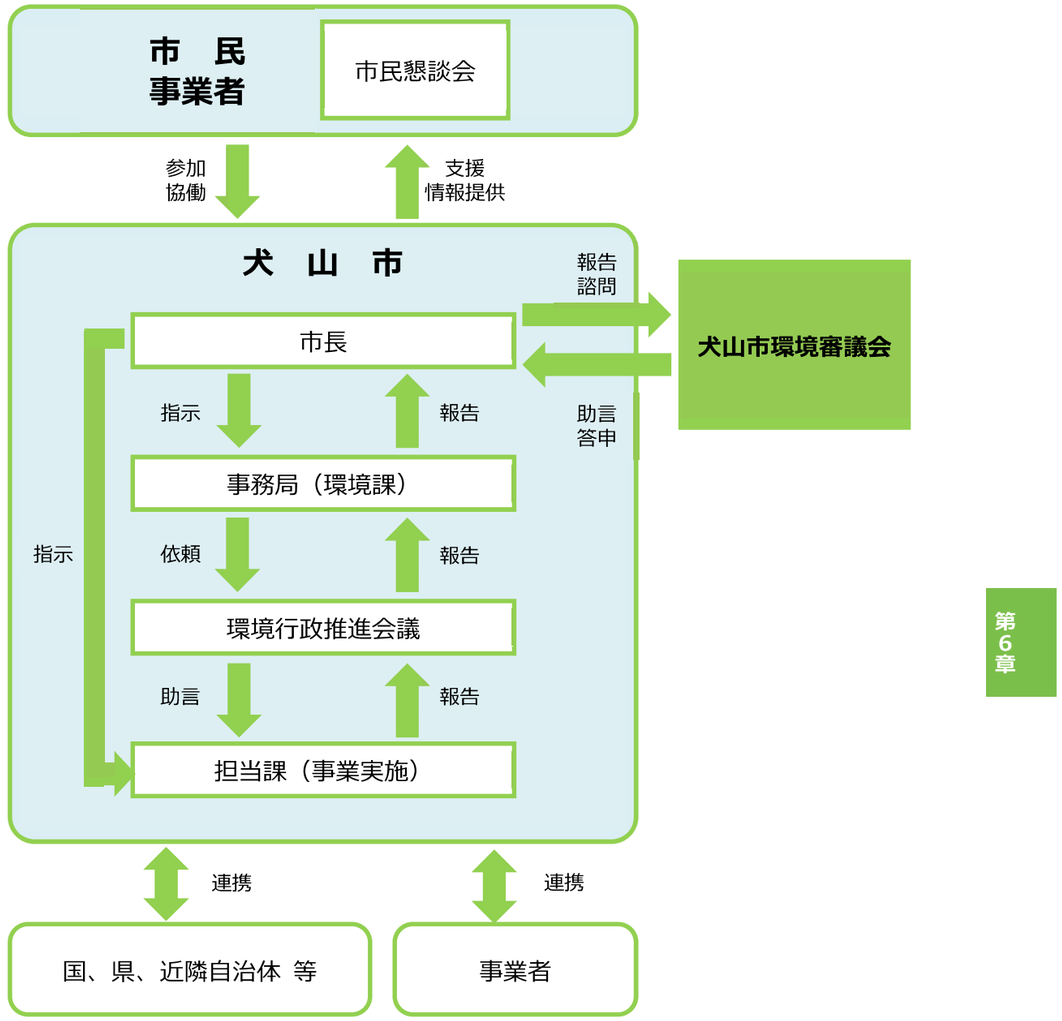
現行計画書

計画の推進体制



改訂計画素案

計画の推進体制



2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民、事業者及び市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

Plan（計画）：年次計画の策定

各施策の取組を進めるために、担当部署は、年度当初に基本目標の実現や達成目標を考慮し、年次計画として当該年度の実施計画と取り組み成果を測る目安となる事業活動指標を自ら設定し、進捗管理・評価シートにとりまとめ事務局（環境課）に報告します。

Do（実行）：取組の推進

年度内における目標を達成するため、策定した年次計画に基づき、担当部署は取組を推進します。

Check（点検・評価）：進捗状況の確認・評価

担当部署は、年次計画の進捗状況を確認し、年度当初に掲げた目標と照らし合わせて点検します。点検結果は進捗管理・評価シートにとりまとめて事務局（環境課）に報告します。

事務局（環境課）はとりまとめた結果を環境行政推進会議及び犬山市環境審議会に年次結果として報告します。

犬山市環境審議会は、事務局（環境課）からの報告を受けて、進捗状況の評価を実施します。

年次計画の推進により得られた結果は、当該年度の「犬山市環境白書」としてとりまとめ、市民、事業者等へも広く公表します。

Action（改善）：次年度以降の計画への反映

犬山市環境審議会は、報告を受けた内容に基づき、当該年度の取組状況の確認と次年度以降の課題等について審議・助言し、市はその結果を受けて次年度以降の実施計画に反映させます。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民、事業者及び市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

Plan（計画）：年次計画の策定

各施策の取組を進めるために、担当部署は、年度当初に基本目標の実現や達成目標を考慮し、年次計画として当該年度の実施計画と取り組み成果を測る目安となる事業活動指標を自ら設定し、進捗管理・評価シートにとりまとめ事務局（環境課）に報告します。

Do（実行）：取組の推進

年度内における目標を達成するため、策定した年次計画に基づき、担当部署は取組を推進します。

Check（点検・評価）：進捗状況の確認・評価

担当部署は、年次計画の進捗状況を確認し、年度当初に掲げた目標と照らし合わせて点検します。点検結果は進捗管理・評価シートにとりまとめて事務局（環境課）に報告します。

事務局（環境課）はとりまとめた結果を環境行政推進会議及び犬山市環境審議会に年次結果として報告します。

犬山市環境審議会は、事務局（環境課）からの報告を受けて、進捗状況の評価を実施します。

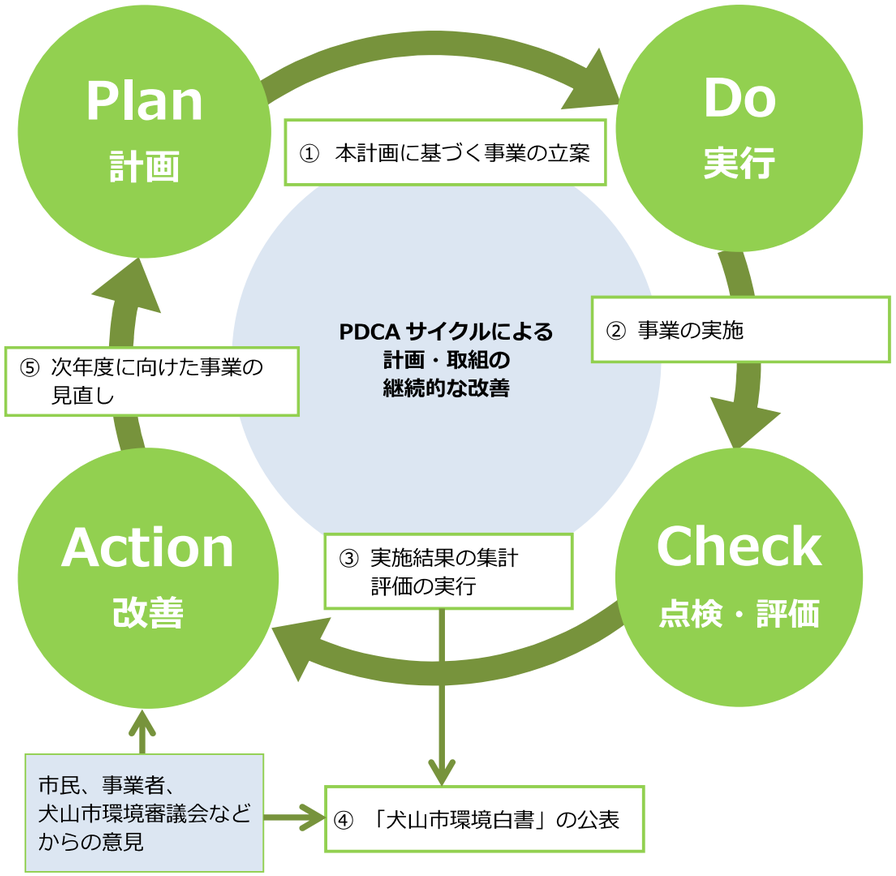
年次計画の推進により得られた結果は、当該年度の「犬山市環境白書」としてとりまとめ、市民、事業者等へも広く公表します。

Action（改善）：次年度以降の計画への反映

犬山市環境審議会は、報告を受けた内容に基づき、当該年度の取組状況の確認と次年度以降の課題等について審議・助言し、市はその結果を受けて次年度以降の実施計画に反映させます。

現行計画書

PDCA サイクルによる計画の進行管理

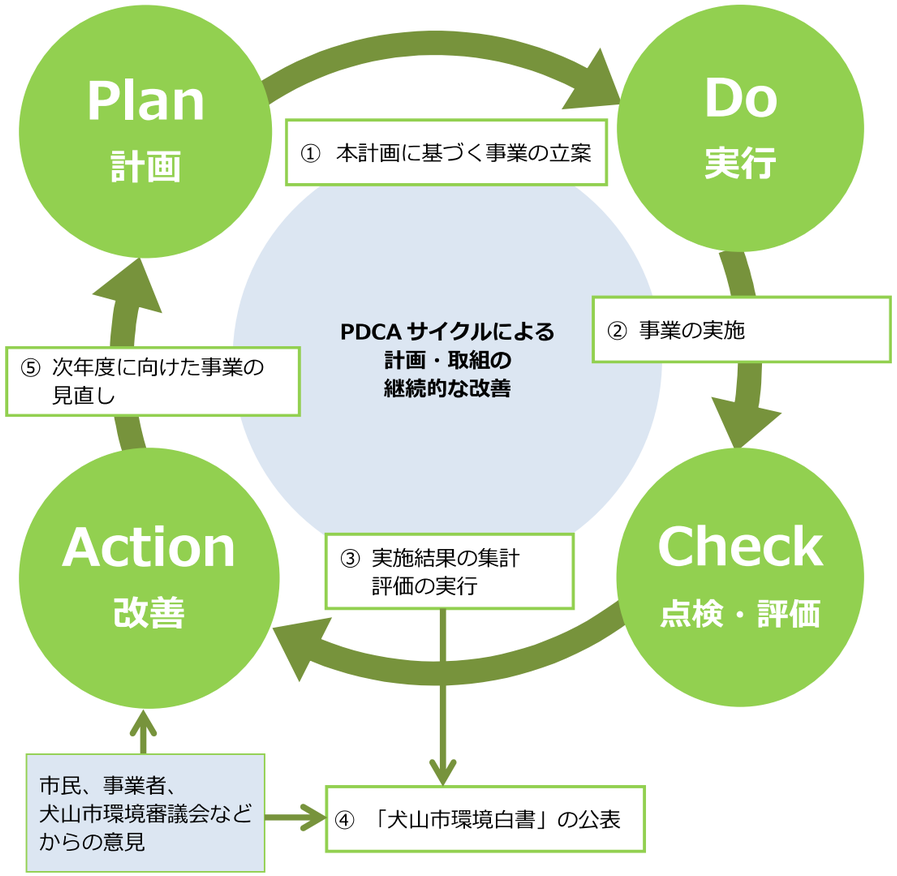


年間スケジュール

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Plan 計画						次年度事業の予算要求						
Do 実行						施策の推進						
Check 点検・評価		前年度に実施した施策の評価										
Action 改善		次年度に向けての対策検討										

改訂計画素案

PDCA サイクルによる計画の進行管理



年間スケジュール

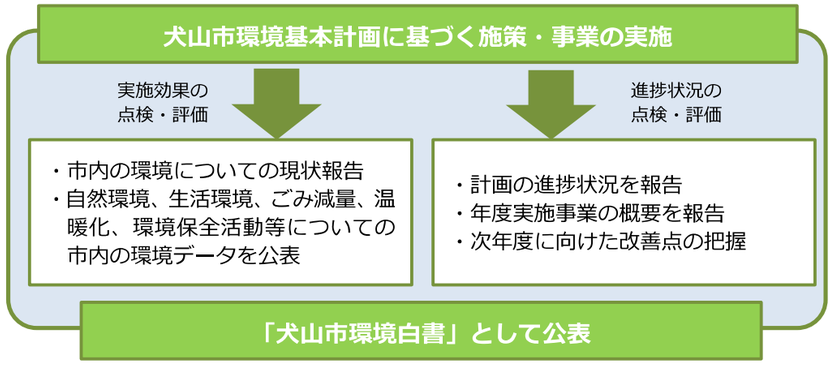
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Plan 計画						次年度事業の予算要求						
Do 実行						施策の推進						
Check 点検・評価		前年度に実施した施策の評価										
Action 改善		次年度に向けての対策検討										

「犬山市環境白書」の公表

本市の環境の現状及び本計画に基づき講じた施策の実施状況をとりまとめた資料として、毎年度「犬山市環境白書」を作成し、広く市民のみなさまに公表します。

あわせて、本計画（Plan）が、どのように実行（Do）されたかを点検・評価（Check）し、その結果をふまえて、今後の更なる推進・行動の実践に向けた見直し（Action）を行うための資料として活用します。

「犬山市環境白書」の位置づけ



計画の中間見直し、次期計画に向けた総括評価

毎年度の PDCA サイクルによる計画の進行管理に加え、計画期間の概ね中間にあたる2025（令和7）年度において中間評価を実施し、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

さらに、2029（令和11）年度には、市民・事業者を対象とした市内の環境に関する意識調査（アンケート）を実施し、本計画における改善点を把握します。この結果を加味しながら2030（令和12）年度に本計画の総括評価を行い、次期計画の策定を行っていきます。

計画全体の PDCA サイクル

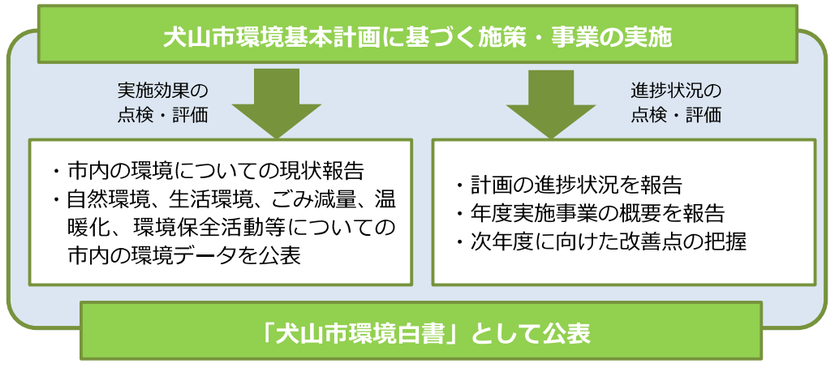
2021（R3）年度	～	2025（R7）年度	～	2029（R11）年度	2030（R12）年度
		・中間評価 ・必要に応じて見直し		・市内の環境に関する意識調査の実施	・総括評価 ・次期計画の策定

「犬山市環境白書」の公表

本市の環境の現状及び本計画に基づき講じた施策の実施状況をとりまとめた資料として、毎年度「犬山市環境白書」を作成し、広く市民のみなさまに公表します。

あわせて、本計画（Plan）が、どのように実行（Do）されたかを点検・評価（Check）し、その結果をふまえて、今後の更なる推進・行動の実践に向けた見直し（Action）を行うための資料として活用します。

「犬山市環境白書」の位置づけ



次期計画に向けた総括評価

毎年度の PDCA サイクルによる計画の進行管理を行うものとします。

2029（令和11）年度には、市民・事業者を対象とした市内の環境に関する意識調査（アンケート）を実施し、本計画における改善点を把握します。この結果を加味しながら2030（令和12）年度に本計画の総括評価を行い、次期計画の策定を行っていきます。

計画全体の PDCA サイクル

2021（R3）年度	～	2025（R7）年度	～	2029（R11）年度	2030（R12）年度
		・中間評価 ・見直しの実施		・市内の環境に関する意識調査の実施	・総括評価 ・次期計画の策定

資料編

資料編

1 策定経過

犬山市環境審議会

開催日	内容
令和２年　２月２５日	諮問、骨子案の審議
令和２年　６月１５日	計画案の審議
令和２年　８月１１日	計画案の審議
令和２年　９月　８日	答申

犬山市議会

開催日	会議等	内容
令和２年　４月　３日	全員協議会	計画案について意見聴取
令和２年　５月　８日	全員協議会	意見の報告

庁内ヒアリング

開催日	内容
令和２年　５月	施策担当課へのヒアリング（１回目）
令和２年　６月	施策担当課へのヒアリング（２回目）

ワークショップ・意識調査・パブリックコメント

開催日	会議等	内容
平成 31 年　3月　２日	第１回 市民懇談会	SDGs に関する講演、環境に関する取組についての協議・提案
令和元年　６月１６日	第２回 市民懇談会	第１回での意見のまとめと具体化
令和元年　７月　６日 ～ ７月２６日	意識調査 （アンケート）	市民・事業者を対象に、市の環境、環境に関する活動・取組等について調査
令和元年　９月２９日	第３回 市民懇談会	協働での仕組み作りを検討
令和元年１２月２２日	第４回 市民懇談会	第３回までのまとめ
令和２年　９月１５日 ～ １０月　９日	パブリック コメント	計画案への意見募集
令和３年　２月　１日 ～ ２月１９日	意見募集	計画案への意見募集（概要版を全戸配布）

1 策定経過

犬山市環境審議会

開催日	内容
令和２年　２月２５日	諮問、骨子案の審議
令和２年　６月１５日	計画案の審議
令和２年　８月１１日	計画案の審議
令和２年　９月　８日	答申

開催日	内容
令和８年　８月１７日	諮問、計画改訂方針の説明
令和８年１０月２７日	計画改訂素案の審議
令和９年　●月●●日	

犬山市議会

開催日	会議等	内容
令和２年　４月　３日	全員協議会	計画案について意見聴取
令和２年　５月　８日	全員協議会	意見の報告

庁内ヒアリング

開催日	内容
令和２年　５月	施策担当課へのヒアリング（１回目）
令和２年　６月	施策担当課へのヒアリング（２回目）

ワークショップ・意識調査・パブリックコメント

開催日	会議等	内容
平成 31 年　3月　2日	第１回 市民懇談会	SDGs に関する講演、環境に関する取組についての協議・提案
令和元年　6月１６日	第２回 市民懇談会	第１回での意見のまとめと具体化
令和元年　7月　6日 ～ 7月２６日	意識調査 （アンケート）	市民・事業者を対象に、市の環境、環境に関する活動・取組等について調査
令和元年　9月２９日	第３回 市民懇談会	協働での仕組み作りを検討
令和元年１２月２２日	第４回 市民懇談会	第３回までのまとめ
令和２年　9月１５日 ～ １０月　9日	パブリック コメント	計画案への意見募集
令和３年　2月　1日 ～ 2月１９日	意見募集	計画案への意見募集（概要版を全戸配布）

現行計画書	改訂計画素案

2 諮問・答申

諮問

１ 犬 環 第６９４号
令和２年　２月２５日

犬山市環境審議会　会長　様

犬 山 市 長
山　田　拓　郎

犬山市環境基本計画（案）について（諮問）

犬山市環境基本条例第２６条に基づき、犬山市環境基本計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

答申

令和２年　９月　８日

犬 山 市 長
山　田　拓　郎　様

犬山市環境審議会
会　長　　林　　進

答　申　書

令和２年２月２５日付け１犬環第６９４号にて諮問のありました犬山市環境基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

2 諮問・答申

諮問

１ 犬 環 第６９４号
令和２年　２月２５日

犬山市環境審議会　会長　様

犬 山 市 長
山　田　拓　郎

犬山市環境基本計画（案）について（諮問）

犬山市環境基本条例第２６条に基づき、犬山市環境基本計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

答申

令和２年　９月　８日

犬 山 市 長
山　田　拓　郎　様

犬山市環境審議会
会　長　　林　　進

答　申　書

令和２年２月２５日付け１犬環第６９４号にて諮問のありました犬山市環境基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

3 アンケート調査票

市民アンケート調査票

犬山市の環境についての市民アンケート調査

今、身近な自然から地球規模の環境まで視野に入れた、総合的な環境保全に向けた取り組みが求められており、犬山市では、その基本となる大切な計画である「犬山市環境基本計画」を新たにつくろうとしています。

このため、市民の皆様のお住まいの地域について、環境の満足度や課題など、ご意見をお伺いし、「犬山市環境基本計画」に反映させるため、アンケートをお願いすることとなりました。ぜひ、ご協力お願い申し上げます。

令和元年７月

犬山市長　山田 拓郎

- ◆ 犬山市に在住する 18 歳以上 1,500 人を無作為に抽出し、**無記名でご回答をお願い**しています。
- ◆ 回答者が特定されることはありません。
- ◆ ご記入は、封書の宛名に書かれたご本人様にお願いします。なお、１世帯に２通以上お配りする場合もございますが、世帯の意見ではなく、それぞれご本人様のご意見をお聞かせください。
- ◆ 本調査票に直接ご記入ください。終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、**７月 26 日（金）**までに郵便ポストへご投函（切手不要）ください。
- ◆ 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、個人を特定するものではありません。
- ◆ アンケート調査は犬山市が行っているものであり、結果は市のホームページなどで公表します。

〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36
犬山市　経済環境部　環境課
電 話：0568-44-0344

3 アンケート調査票

市民アンケート調査票

犬山市の環境についての市民アンケート調査

今、身近な自然から地球規模の環境まで視野に入れた、総合的な環境保全に向けた取り組みが求められており、犬山市では、その基本となる大切な計画である「犬山市環境基本計画」を新たにつくろうとしています。

このため、市民の皆様のお住まいの地域について、環境の満足度や課題など、ご意見をお伺いし、「犬山市環境基本計画」に反映させるため、アンケートをお願いすることとなりました。ぜひ、ご協力お願い申し上げます。

令和元年７月

犬山市長　山田 拓郎

- ◆ 犬山市に在住する 18 歳以上 1,500 人を無作為に抽出し、**無記名でご回答をお願い**しています。
- ◆ 回答者が特定されることはありません。
- ◆ ご記入は、封書の宛名に書かれたご本人様にお願いします。なお、１世帯に２通以上お配りする場合もございますが、世帯の意見ではなく、それぞれご本人様のご意見をお聞かせください。
- ◆ 本調査票に直接ご記入ください。終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、**７月 26 日（金）**までに郵便ポストへご投函（切手不要）ください。
- ◆ 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、個人を特定するものではありません。
- ◆ アンケート調査は犬山市が行っているものであり、結果は市のホームページなどで公表します。

〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36
犬山市　経済環境部　環境課
電 話：0568-44-0344

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

◆あなたのことについて、お伺いします◆

問１　あなたの性別はどちらですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．男　　２．女

問２　あなたの年齢は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．18～19 歳　２．20～29 歳　３．30～39 歳　４．40～49 歳　５．50～59 歳
６．60～69 歳　７．70～79 歳　８．80 歳以上

問３　あなたの職業は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．会社員・公務員　２．自営業　３．農業　４．学生　５．主婦、主夫
６．パート・アルバイト　７．無職　８．その他（　　）

問４　あなたの住居の形態は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．一戸建て（持ち家）　２．一戸建て（借家）　３．社宅・寮　４．分譲マンション
５．賃貸マンション、アパート　６．その他（　　）

問５　あなたがお住まいの「地区」は、次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．犬山地区　２．羽黒地区　３．楽田地区　４．城東地区
５．池野地区　６．栗栖地区　７．今井地区　８．わからない

◆犬山市の環境についてお伺いします◆

問６　環境について、どのように感じていますか。あてはまる番号を１つ○で囲んでください。

１．環境にとても興味があり、積極的に環境に関する活動をしている。
２．環境に興味があるが、環境に関する活動まではできていない
３．環境に興味は少しある
４．環境に興味は全くない

問７　犬山市の環境について、どのようになればよいと感じていますか。あてはまる番号を１つ○で囲んでください。

１．積極的に開発を進め、利便性を追求してほしい
２．自然保護を含めた環境への配慮は必要だが開発を優先すべき
３．必要な開発は理解するが、自然保護などの環境を優先すべき
４．利便性よりも、自然環境を守るため積極的に開発等を規制してほしい

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

◆あなたのことについて、お伺いします◆

問１　あなたの性別はどちらですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．男　　２．女

問２　あなたの年齢は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．18～19 歳　２．20～29 歳　３．30～39 歳　４．40～49 歳　５．50～59 歳
６．60～69 歳　７．70～79 歳　８．80 歳以上

問３　あなたの職業は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．会社員・公務員　２．自営業　３．農業　４．学生　５．主婦、主夫
６．パート・アルバイト　７．無職　８．その他（　　）

問４　あなたの住居の形態は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．一戸建て（持ち家）　２．一戸建て（借家）　３．社宅・寮　４．分譲マンション
５．賃貸マンション、アパート　６．その他（　　）

問５　あなたがお住まいの「地区」は、次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．犬山地区　２．羽黒地区　３．楽田地区　４．城東地区
５．池野地区　６．栗栖地区　７．今井地区　８．わからない

◆犬山市の環境についてお伺いします◆

問６　環境について、どのように感じていますか。あてはまる番号を１つ○で囲んでください。

１．環境にとても興味があり、積極的に環境に関する活動をしている。
２．環境に興味があるが、環境に関する活動まではできていない
３．環境に興味は少しある
４．環境に興味は全くない

問７　犬山市の環境について、どのようになればよいと感じていますか。あてはまる番号を１つ○で囲んでください。

１．積極的に開発を進め、利便性を追求してほしい
２．自然保護を含めた環境への配慮は必要だが開発を優先すべき
３．必要な開発は理解するが、自然保護などの環境を優先すべき
４．利便性よりも、自然環境を守るため積極的に開発等を規制してほしい

1

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問８　新しい犬山市環境基本計画は、ＳＤＧｓの理念を踏まえて策定を進めていますが、あなたは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）という言葉とその内容を知っていましたか。
以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．言葉を知っており、意味もよく理解している
２．言葉を知っており、概ね意味を理解している
３．言葉は知っているが、意味はよくわからない
４．初めて知った

ＳＤＧｓとは？
ＳＤＧｓとは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

問９　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）では、17 のゴールを設定していますが、あなたの興味があるゴールはどれですか、○を３つ以内で囲んでください。

１．貧困をなくそう
２．飢餓をゼロに
３．すべての人に健康と福祉を
４．質の高い教育をみんなに
５．ジェンダー平等を実現しよう
６．安全な水とトイレを世界中に
７．エネルギーをみんなにそしてクリーンに
８．働きがいも　経済成長も
９．産業と技術革新の基盤をつくろう
10．人や国の不平等をなくそう
11．住み続けられるまちづくりを
12．つくる責任　つかう責任
13．気候変動に具体的な対策を
14．海の豊かさを守ろう
15．陸の豊かさも守ろう
16．平和と公正をすべての人に
17．パートナーシップで目標を達成しよう



— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問８　新しい犬山市環境基本計画は、ＳＤＧｓの理念を踏まえて策定を進めていますが、あなたは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）という言葉とその内容を知っていましたか。
以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．言葉を知っており、意味もよく理解している
２．言葉を知っており、概ね意味を理解している
３．言葉は知っているが、意味はよくわからない
４．初めて知った

ＳＤＧｓとは？
ＳＤＧｓとは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

問９　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）では、17 のゴールを設定していますが、あなたの興味があるゴールはどれですか、○を３つ以内で囲んでください。

１．貧困をなくそう
２．飢餓をゼロに
３．すべての人に健康と福祉を
４．質の高い教育をみんなに
５．ジェンダー平等を実現しよう
６．安全な水とトイレを世界中に
７．エネルギーをみんなにそしてクリーンに
８．働きがいも　経済成長も
９．産業と技術革新の基盤をつくろう
10．人や国の不平等をなくそう
11．住み続けられるまちづくりを
12．つくる責任　つかう責任
13．気候変動に具体的な対策を
14．海の豊かさを守ろう
15．陸の豊かさも守ろう
16．平和と公正をすべての人に
17．パートナーシップで目標を達成しよう



— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 10 **あなたの住んでいる地区の環境**について、日ごろどのように感じていますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から 1 つだけ○で囲んでください。

項目			日ごろ感じる気持ち			
			満足	やや満足	やや不満	不満
記入例 ⇒			①	2	3	4
生活環境	1	空気のきれいさ、さわやかさ	1	2	3	4
	2	河川や水路などの水のきれいさ	1	2	3	4
	3	まちの静けさ	1	2	3	4
	4	におい（悪臭）がしないこと	1	2	3	4
	5	土壌が豊かであること、汚れていないこと	1	2	3	4
	6	道路交通量の多さ	1	2	3	4
都市環境	7	公園、広場、街路樹などの質と量	1	2	3	4
	8	ごみの収集・処理の方法	1	2	3	4
	9	ごみの分別方法	1	2	3	4
	10	不法投棄の少なさ	1	2	3	4
	11	買物や交通の便利さ	1	2	3	4
	12	まちの清潔さ	1	2	3	4
自然環境	13	山、森など自然の緑の豊かさ	1	2	3	4
	14	池、湧水などの自然のなかの水環境	1	2	3	4
	15	自然の中で活動ができる場所の多さ	1	2	3	4
	16	野生の動植物の多さ	1	2	3	4
	17	自然景観・風景の美しさ	1	2	3	4
	18	環境について学ぶ機会の多さ	1	2	3	4
環境活動	19	環境活動ができる機会の多さ	1	2	3	4
	20	環境市民活動の活発さ	1	2	3	4
	21	地域での環境イベントの開催状況	1	2	3	4

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 10 **あなたの住んでいる地区の環境**について、日ごろどのように感じていますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から 1 つだけ○で囲んでください。

項目			日ごろ感じる気持ち			
			満足	やや満足	やや不満	不満
記入例 ⇒			①	2	3	4
生活環境	1	空気のきれいさ、さわやかさ	1	2	3	4
	2	河川や水路などの水のきれいさ	1	2	3	4
	3	まちの静けさ	1	2	3	4
	4	におい（悪臭）がしないこと	1	2	3	4
	5	土壌が豊かであること、汚れていないこと	1	2	3	4
	6	道路交通量の多さ	1	2	3	4
都市環境	7	公園、広場、街路樹などの質と量	1	2	3	4
	8	ごみの収集・処理の方法	1	2	3	4
	9	ごみの分別方法	1	2	3	4
	10	不法投棄の少なさ	1	2	3	4
	11	買物や交通の便利さ	1	2	3	4
	12	まちの清潔さ	1	2	3	4
自然環境	13	山、森など自然の緑の豊かさ	1	2	3	4
	14	池、湧水などの自然のなかの水環境	1	2	3	4
	15	自然の中で活動ができる場所の多さ	1	2	3	4
	16	野生の動植物の多さ	1	2	3	4
	17	自然景観・風景の美しさ	1	2	3	4
	18	環境について学ぶ機会の多さ	1	2	3	4
環境活動	19	環境活動ができる機会の多さ	1	2	3	4
	20	環境市民活動の活発さ	1	2	3	4
	21	地域での環境イベントの開催状況	1	2	3	4

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 11　**あなたの住んでいる地区の環境について、取り組むべき環境の課題**は、どのようなものが考えられますか。あてはまる番号を**○を３つ以内で**囲んでください。

1．農地や雑木林の減少	11. 土壌汚染の問題
2．野鳥や昆虫など身近な生き物の減少	12. 地下水の汚染、渇水（湧水の減少）
3．河川、水路などの水の汚れ	13. まちなかの景観の悪化（屋外看板や広告）
4．工場からのばい煙や騒音、振動、悪臭	14. まちなかの公園や緑地が少ない
5．自動車からの排気ガスや騒音・振動	15. 環境について学ぶ場や自然とふれあう場が少ない
6．ごみや排水などから発生する悪臭	16. 環境活動を一緒に行える仲間が少ない
7．野焼き	17. 環境活動の地域拠点施設が少ない
8．ごみの不法投棄	18. 環境活動を率先して進めるリーダーの不在
9．空き缶、吸いがらなどのポイ捨て	19. その他（　　）
10. 自然環境を減少させる開発を制限すること	

◆あなたの普段の環境活動についてお伺いします◆

問 12　**環境に関して、普段の生活であなたが取り組んでいること**を教えてください。あてはまる番号を**全て○**で囲んでください。

1．こまめな消灯や冷暖房の温度設定の管理などの節電活動
2．洗濯に風呂の残り湯を使用したり、植物の水やりに雨水を使用する
3．マイバックの活用、過剰な包装は断って、ごみの減量をしている
4．ごみ等を堆肥化にするなどのリサイクル活動
5．食品ロスを減らすため、使い切りを意識して、食材の購入している
6．油を流さない、洗剤を控えめにするなど排水に気を付けている
7．空き缶やびん、ペットボトル、雑紙などごみの分別活動
8．環境に優しい商品（環境ラベル商品）などの購入
9．地域の廃品回収に協力している
10. ソーラーシステム（給湯、冷暖房）や太陽光発電など、再生エネルギー設備の利用
11. 周囲に草木を植えたり、周辺の雑木林の管理をするなど、みどりを大切にする活動
12. 外出するときは、できるだけ公共交通機関を使う
13. 自動車に乗るときはアイドリングをしないなど、環境にやさしいエコ・ドライブ
14. 特に何も心がけていない
15. その他（　　）

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 11　**あなたの住んでいる地区の環境について、取り組むべき環境の課題**は、どのようなものが考えられますか。あてはまる番号を**○を３つ以内で**囲んでください。

1．農地や雑木林の減少	11. 土壌汚染の問題
2．野鳥や昆虫など身近な生き物の減少	12. 地下水の汚染、渇水（湧水の減少）
3．河川、水路などの水の汚れ	13. まちなかの景観の悪化（屋外看板や広告）
4．工場からのばい煙や騒音、振動、悪臭	14. まちなかの公園や緑地が少ない
5．自動車からの排気ガスや騒音・振動	15. 環境について学ぶ場や自然とふれあう場が少ない
6．ごみや排水などから発生する悪臭	16. 環境活動を一緒に行える仲間が少ない
7．野焼き	17. 環境活動の地域拠点施設が少ない
8．ごみの不法投棄	18. 環境活動を率先して進めるリーダーの不在
9．空き缶、吸いがらなどのポイ捨て	19. その他（　　）
10. 自然環境を減少させる開発を制限すること	

◆あなたの普段の環境活動についてお伺いします◆

問 12　**環境に関して、普段の生活であなたが取り組んでいること**を教えてください。あてはまる番号を**全て○**で囲んでください。

1．こまめな消灯や冷暖房の温度設定の管理などの節電活動
2．洗濯に風呂の残り湯を使用したり、植物の水やりに雨水を使用する
3．マイバックの活用、過剰な包装は断って、ごみの減量をしている
4．ごみ等を堆肥化にするなどのリサイクル活動
5．食品ロスを減らすため、使い切りを意識して、食材の購入している
6．油を流さない、洗剤を控えめにするなど排水に気を付けている
7．空き缶やびん、ペットボトル、雑紙などごみの分別活動
8．環境に優しい商品（環境ラベル商品）などの購入
9．地域の廃品回収に協力している
10. ソーラーシステム（給湯、冷暖房）や太陽光発電など、再生エネルギー設備の利用
11. 周囲に草木を植えたり、周辺の雑木林の管理をするなど、みどりを大切にする活動
12. 外出するときは、できるだけ公共交通機関を使う
13. 自動車に乗るときはアイドリングをしないなど、環境にやさしいエコ・ドライブ
14. 特に何も心がけていない
15. その他（　　）

4

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 13 **あなたは、これまでに環境に係わる団体活動に参加**したことがありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から１つだけ○で囲んでください。

項　目		主催・開催したことがある	参加したことがある	参加したことはないが、今後参加したい	参加したことがない
記入例　⇒		①	2	3	4
1	地区の資源回収	1	2	3	4
2	散乱ごみの回収作業	1	2	3	4
3	道路側溝の清掃や沿道の草刈り	1	2	3	4
4	公園の清掃活動	1	2	3	4
5	花のあるまちづくりなどの緑化活動	1	2	3	4
6	動植物の観察会	1	2	3	4
7	雑木林や水辺などの自然環境の保全活動	1	2	3	4
8	環境に関する学習講座、講演会への参加	1	2	3	4
9	フリーマーケット、不用品バザーに参加	1	2	3	4
10	その他（　　）	1	2	3	4

◆あなたの地球温暖化対策への取り組みについてお伺いします◆

問 14 次の項目について、**導入について**、あてはまる番号 1～4 の中から１つだけ○で囲んでください。

項　目		導入済み	導入検討中（予定含む）	導入予定はないが、関心はある	関心はない
記入例　⇒		①	2	3	4
1	太陽光発電システムを設置する	1	2	3	4
2	窓・サッシ・屋根・壁面を断熱性、気密性の高いものの導入	1	2	3	4
3	エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯機の導入	1	2	3	4
4	電力消費や待機電力の少ない家電製品の導入	1	2	3	4
5	照明をLEDなどの高効率なものの導入	1	2	3	4
6	屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど建物の緑化の導入	1	2	3	4
7	家庭用燃料電池システム（エネファーム）や蓄電システムの導入	1	2	3	4
8	排出ガスが少なく燃費の良い自動車の導入	1	2	3	4
9	PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）及び電気自動車の導入	1	2	3	4

5

資料編

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 13 **あなたは、これまでに環境に係わる団体活動に参加**したことがありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から１つだけ○で囲んでください。

項　目		主催・開催したことがある	参加したことがある	参加したことはないが、今後参加したい	参加したことがない
記入例　⇒		①	2	3	4
1	地区の資源回収	1	2	3	4
2	散乱ごみの回収作業	1	2	3	4
3	道路側溝の清掃や沿道の草刈り	1	2	3	4
4	公園の清掃活動	1	2	3	4
5	花のあるまちづくりなどの緑化活動	1	2	3	4
6	動植物の観察会	1	2	3	4
7	雑木林や水辺などの自然環境の保全活動	1	2	3	4
8	環境に関する学習講座、講演会への参加	1	2	3	4
9	フリーマーケット、不用品バザーに参加	1	2	3	4
10	その他（　　）	1	2	3	4

◆あなたの地球温暖化対策への取り組みについてお伺いします◆

問 14 次の項目について、**導入について**、あてはまる番号 1～4 の中から１つだけ○で囲んでください。

項　目		導入済み	導入検討中（予定含む）	導入予定はないが、関心はある	関心はない
記入例　⇒		①	2	3	4
1	太陽光発電システムを設置する	1	2	3	4
2	窓・サッシ・屋根・壁面を断熱性、気密性の高いものの導入	1	2	3	4
3	エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯機の導入	1	2	3	4
4	電力消費や待機電力の少ない家電製品の導入	1	2	3	4
5	照明をLEDなどの高効率なものの導入	1	2	3	4
6	屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど建物の緑化の導入	1	2	3	4
7	家庭用燃料電池システム（エネファーム）や蓄電システムの導入	1	2	3	4
8	排出ガスが少なく燃費の良い自動車の導入	1	2	3	4
9	PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）及び電気自動車の導入	1	2	3	4

5

資料編

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 15 **地球温暖化対策**について、市が重点的に進めるべきだと思う施策はどれですか。
あてはまる番号を○を３つ以内で囲んでください。

1. 地球温暖化に関する市民への情報提供・ＰＲの充実
2. 住宅への太陽光発電設備などの温暖化対策設備導入に対する助成等の充実
3. 公共施設の LED 化等によるエネルギーの利用料削減
4. 節電や省エネについて市民への講座や情報提供・ＰＲの充実
5. 子ども達への環境学習の充実
6. クールシェアスポット（誰もが涼める場所）やウォームスポット（誰もが温まれる場所）の増加及びＰＲ
7. 森林、里山、公園、緑地などの整備推進
8. 産・官・学の連携による温室効果ガスの排出抑制や削減のための仕組みづくり
9. ごみの減量・資源化の推進
10. ごみの分別などの情報提供・ＰＲの充実
11. 地球温暖化対策を積極的に活動している市民団体や事業所等への支援
12. その他 （ ）

◆犬山市の自然環境についてお伺いします◆

問 16 犬山市には、里山、農地、河川など様々な自然環境がありますが、**あなたが特に保全したほうがいいと思う自然環境**はどこですか？あてはまる番号を○を ３ つ以内で囲んで下さい。

1. 河川、水路
2. ため池
3. 雑木林や里山
4. 農地（水田、畑など）
5. 市街地の中の公園・緑地
6. 寺社・仏閣の社寺林
7. その他（ ）

問 17 犬山市のなかで、**あなたが特に保全したほうがいいと思う自然環境の具体的な場所**はどこですか？**地名や施設名、その理由**をご記入ください。

（特に保全したほうがいいと思う場所）

（その理由）

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 15 **地球温暖化対策**について、市が重点的に進めるべきだと思う施策はどれですか。
あてはまる番号を○を３つ以内で囲んでください。

1. 地球温暖化に関する市民への情報提供・ＰＲの充実
2. 住宅への太陽光発電設備などの温暖化対策設備導入に対する助成等の充実
3. 公共施設の LED 化等によるエネルギーの利用料削減
4. 節電や省エネについて市民への講座や情報提供・ＰＲの充実
5. 子ども達への環境学習の充実
6. クールシェアスポット（誰もが涼める場所）やウォームスポット（誰もが温まれる場所）の増加及びＰＲ
7. 森林、里山、公園、緑地などの整備推進
8. 産・官・学の連携による温室効果ガスの排出抑制や削減のための仕組みづくり
9. ごみの減量・資源化の推進
10. ごみの分別などの情報提供・ＰＲの充実
11. 地球温暖化対策を積極的に活動している市民団体や事業所等への支援
12. その他 （ ）

◆犬山市の自然環境についてお伺いします◆

問 16 犬山市には、里山、農地、河川など様々な自然環境がありますが、**あなたが特に保全したほうがいいと思う自然環境**はどこですか？あてはまる番号を○を ３ つ以内で囲んで下さい。

1. 河川、水路
2. ため池
3. 雑木林や里山
4. 農地（水田、畑など）
5. 市街地の中の公園・緑地
6. 寺社・仏閣の社寺林
7. その他（ ）

問 17 犬山市のなかで、**あなたが特に保全したほうがいいと思う自然環境の具体的な場所**はどこですか？**地名や施設名、その理由**をご記入ください。

（特に保全したほうがいいと思う場所）

（その理由）

6

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 18　あなたは、生物多様性という言葉とその内容を知っていましたか。以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ選んで、○で囲んでください。

1．言葉を知っており、意味もよく理解している
2．言葉を知っており、概ね意味を理解している
3．言葉は知っているが、意味はよくわからない
4．初めて知った

生物多様性とは？
　生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、自然環境の豊かさを表しています。生物多様性は、動植物から細菌などの微生物にいたるまでいろいろな生きものがいる「種の多様性」、同じ種であっても異なる個性を有する「遺伝子の多様性」、様々な生きものが関わって形づくられた里地里山、河川など「生態系の多様性」をも含んだ考え方です。

問 19　あなたは、**生物多様性を守っていくためには、どのようなことが重要**だと考えますか。あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んで下さい。

1．生物多様性が保たれた優れた自然環境の保全
2．雑木林、ため池など、身近な里山環境の保全
3．河川や水路などの水辺の保全
4．絶滅の恐れのある希少な動植物の生息・生育地の保全
5．アライグマ、ブラックバス等外来生物による生態系への影響の防止
6．イノシシ等による動物が増えることによる生活環境への影響
7．生物多様性の重要性やその保全に関する市民への普及啓発
8．市民が自然とふれあう機会・場所の拡充
9．市民や市内事業者等が取り組む生物多様性の保全活動
10．特に取り組む必要はない
11．その他（　　）

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 18　あなたは、生物多様性という言葉とその内容を知っていましたか。以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ選んで、○で囲んでください。

1．言葉を知っており、意味もよく理解している
2．言葉を知っており、概ね意味を理解している
3．言葉は知っているが、意味はよくわからない
4．初めて知った

生物多様性とは？
　生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、自然環境の豊かさを表しています。生物多様性は、動植物から細菌などの微生物にいたるまでいろいろな生きものがいる「種の多様性」、同じ種であっても異なる個性を有する「遺伝子の多様性」、様々な生きものが関わって形づくられた里地里山、河川など「生態系の多様性」をも含んだ考え方です。

問 19　あなたは、**生物多様性を守っていくためには、どのようなことが重要**だと考えますか。あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んで下さい。

1．生物多様性が保たれた優れた自然環境の保全
2．雑木林、ため池など、身近な里山環境の保全
3．河川や水路などの水辺の保全
4．絶滅の恐れのある希少な動植物の生息・生育地の保全
5．アライグマ、ブラックバス等外来生物による生態系への影響の防止
6．イノシシ等による動物が増えることによる生活環境への影響
7．生物多様性の重要性やその保全に関する市民への普及啓発
8．市民が自然とふれあう機会・場所の拡充
9．市民や市内事業者等が取り組む生物多様性の保全活動
10．特に取り組む必要はない
11．その他（　　）

◆市の環境への主な取り組みについてお伺いします◆

問 20　以下の項目は、現在、犬山市が進めている環境に関する主な取り組みです。それぞれの項目について、あてはまる番号を 1～4の中から１つだけ○で囲んでください。

	項　　目	内容をよく理解している	言葉を知っており、概ね内容を理解している	言葉としては知っているが、内容は理解していない	初めて知った
	記入例　⇒	①	2	3	4
1	犬山市環境基本条例	1	2	3	4
2	犬山市環境基本計画	1	2	3	4
3	犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業）	1	2	3	4
4	犬山市一般廃棄物処理基本計画	1	2	3	4
5	住宅用地球温暖化対策設備等の設置費補助金（太陽光発電システムへの補助）	1	2	3	4
6	都市緑化推進事業補助金	1	2	3	4
7	犬山市里山学センターでの事業	1	2	3	4
8	各種講座などの環境イベント事業	1	2	3	4
9	緑のカーテン事業	1	2	3	4
10	合併処理浄化槽の転換設置費補助金	1	2	3	4
11	生ごみ処理機補助金	1	2	3	4
12	ごみ分別アプリ「さんあ～る」	1	2	3	4
13	クリーンタウン犬山推進事業（地域環境美化活動への支援）	1	2	3	4
14	わん丸エコステーション等の資源物回収事業	1	2	3	4
15	新ごみ処理施設建設に関する事業	1	2	3	4

◆市の環境への主な取り組みについてお伺いします◆

問 20　以下の項目は、現在、犬山市が進めている環境に関する主な取り組みです。それぞれの項目について、あてはまる番号を 1～4の中から１つだけ○で囲んでください。

	項　　目	内容をよく理解している	言葉を知っており、概ね内容を理解している	言葉としては知っているが、内容は理解していない	初めて知った
	記入例　⇒	①	2	3	4
1	犬山市環境基本条例	1	2	3	4
2	犬山市環境基本計画	1	2	3	4
3	犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業）	1	2	3	4
4	犬山市一般廃棄物処理基本計画	1	2	3	4
5	住宅用地球温暖化対策設備等の設置費補助金（太陽光発電システムへの補助）	1	2	3	4
6	都市緑化推進事業補助金	1	2	3	4
7	犬山市里山学センターでの事業	1	2	3	4
8	各種講座などの環境イベント事業	1	2	3	4
9	緑のカーテン事業	1	2	3	4
10	合併処理浄化槽の転換設置費補助金	1	2	3	4
11	生ごみ処理機補助金	1	2	3	4
12	ごみ分別アプリ「さんあ～る」	1	2	3	4
13	クリーンタウン犬山推進事業（地域環境美化活動への支援）	1	2	3	4
14	わん丸エコステーション等の資源物回収事業	1	2	3	4
15	新ごみ処理施設建設に関する事業	1	2	3	4

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 21 **犬山市が取り組む環境への対策**について、市が重点的に進めるべきだと思うものはどれですか。あてはまる番号を5つまで○で囲んで下さい。

1. 雑木林や農地などの自然環境の保全対策
2. 動植物の保全と生き物の住める環境づくり
3. 河川等の水質改善、水循環の健全化
4. 大気、騒音・振動、悪臭などの公害対策
5. 土壌・地下水汚染に関する対策
6. ダイオキシン類など有害化学物質対策
7. ごみの減量・分別やリサイクルの推進
8. ごみの不法投棄、ポイ捨てへの対策
9. 分別、リサイクルについての情報の提供
10. 食品ロスを減少させる対策
11. プラスチックごみ問題への対策
12. 省エネルギー活動や設備の高効率化推進など温室効果ガス排出量の削減対策
13. 太陽光や風力など再生可能エネルギーの活用推進
14. 気候変動（異常気象）に伴う水害や土砂災害の軽減、健康被害への対策
15. 環境教育・環境学習の推進
16. 環境イベントなどによる意識啓発の推進
17. 市民や事業者が自主的に行う環境活動への支援
18. 特になし
19. その他（ ）

◆最後に、環境に関わるご意見等があれば、ご自由にお書き下さい。◆

アンケートの質問は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、この調査票を返信用封筒に入れ、令和元年７月26日（金）までにご投函ください。

9

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 21 **犬山市が取り組む環境への対策**について、市が重点的に進めるべきだと思うものはどれですか。あてはまる番号を5つまで○で囲んで下さい。

1. 雑木林や農地などの自然環境の保全対策
2. 動植物の保全と生き物の住める環境づくり
3. 河川等の水質改善、水循環の健全化
4. 大気、騒音・振動、悪臭などの公害対策
5. 土壌・地下水汚染に関する対策
6. ダイオキシン類など有害化学物質対策
7. ごみの減量・分別やリサイクルの推進
8. ごみの不法投棄、ポイ捨てへの対策
9. 分別、リサイクルについての情報の提供
10. 食品ロスを減少させる対策
11. プラスチックごみ問題への対策
12. 省エネルギー活動や設備の高効率化推進など温室効果ガス排出量の削減対策
13. 太陽光や風力など再生可能エネルギーの活用推進
14. 気候変動（異常気象）に伴う水害や土砂災害の軽減、健康被害への対策
15. 環境教育・環境学習の推進
16. 環境イベントなどによる意識啓発の推進
17. 市民や事業者が自主的に行う環境活動への支援
18. 特になし
19. その他（ ）

◆最後に、環境に関わるご意見等があれば、ご自由にお書き下さい。◆

アンケートの質問は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、この調査票を返信用封筒に入れ、令和元年７月26日（金）までにご投函ください。

9

事業者アンケート調査票

犬山市の環境についての事業者アンケート調査

今、身近な自然から地球規模の環境まで視野に入れた、総合的な環境保全に向けた取り組みが求められており、犬山市では、その基本となる大切な計画である「犬山市環境基本計画」を新たにつくろうとしています。

このため、事業者の皆様の環境活動への取り組み状況や市の環境施策などに対するご意見をお伺いし、「犬山市環境基本計画」に反映させるため、アンケートをお願いすることとなりました。ぜひ、ご協力お願い申し上げます。

令和元年７月

犬山市長　山田 拓郎

- 犬山市内の 350 ヶ所の事業所を無作為に抽出し、無記名でご回答をお願いしています。
- 農林水産業等一次産業、製造業等二次産業、サービス業等三次産業、全ての事業者様が対象です。
- 本社が犬山市以外の場合も、ご送付した貴事業所でご回答ください。
- 貴事業所・御記入者が特定されることはありません。
- ご記入にあたっては、貴事業所（送付先が支店ならば支店）としてのお考えをご記入ください。
- 本調査票に直接ご記入ください。終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、７月 26 日（金）までに郵便ポストへご投函（切手不要）ください。
- 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、個人を特定するものではありません。
- アンケート調査は犬山市が行っているものであり、結果は市のホームページなどで公表します。

〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36
犬山市　経済環境部　環境課
電 話：0568-44-0344

事業者アンケート調査票

犬山市の環境についての事業者アンケート調査

今、身近な自然から地球規模の環境まで視野に入れた、総合的な環境保全に向けた取り組みが求められており、犬山市では、その基本となる大切な計画である「犬山市環境基本計画」を新たにつくろうとしています。

このため、事業者の皆様の環境活動への取り組み状況や市の環境施策などに対するご意見をお伺いし、「犬山市環境基本計画」に反映させるため、アンケートをお願いすることとなりました。ぜひ、ご協力お願い申し上げます。

令和元年７月

犬山市長　山田 拓郎

- 犬山市内の 350 ヶ所の事業所を無作為に抽出し、無記名でご回答をお願いしています。
- 農林水産業等一次産業、製造業等二次産業、サービス業等三次産業、全ての事業者様が対象です。
- 本社が犬山市以外の場合も、ご送付した貴事業所でご回答ください。
- 貴事業所・御記入者が特定されることはありません。
- ご記入にあたっては、貴事業所（送付先が支店ならば支店）としてのお考えをご記入ください。
- 本調査票に直接ご記入ください。終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、７月 26 日（金）までに郵便ポストへご投函（切手不要）ください。
- 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、個人を特定するものではありません。
- アンケート調査は犬山市が行っているものであり、結果は市のホームページなどで公表します。

〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36
犬山市　経済環境部　環境課
電 話：0568-44-0344

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

◆貴事業所のことについてお伺いします◆

問１　貴事業所の業種について、あてはまる番号を１つだけ○（兼業の場合、売り上げの割合が高いもの）で囲んで下さい。

１．農林水産業	２．建設業	３．製造業
４．電気・ガス・熱供給・水道業	５．情報通信業	６．運輸業
７．卸売・小売業	８．金融・保険業	９．不動産業
10．飲食店・宿泊業	11．医療・福祉	12．教育・学習支援業
13．サービス業	14．その他（　　）	

問２　貴事業所の従業員規模について、あてはまる番号を１つだけ○で囲んで下さい。

１．１～２人	２．３～５人	３．６～９人	４．10～49 人
５．50 人～99 人	６．100 人～300 人	７．300 人～499 人	８．500 人以上

◆犬山市の環境についてお伺いします◆

問３　環境について、どのように感じていますか。あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．環境にとても興味があり、積極的に環境に関する活動をしている
２．環境に興味があるが、環境に関する活動まではできていない
３．環境に興味は少しある
４．環境に興味は全くない

問４　犬山市の環境について、どのようになればよいと感じていますか。あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．積極的に開発を進め、利便性を追求してほしい
２．自然保護を含めた環境への配慮は必要だが開発を優先すべき
３．必要な開発は理解するが、自然保護などの環境を優先すべき
４．利便性よりも、自然環境を守るため積極的に開発等を規制してほしい

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

◆貴事業所のことについてお伺いします◆

問１　貴事業所の業種について、あてはまる番号を１つだけ○（兼業の場合、売り上げの割合が高いもの）で囲んで下さい。

１．農林水産業	２．建設業	３．製造業
４．電気・ガス・熱供給・水道業	５．情報通信業	６．運輸業
７．卸売・小売業	８．金融・保険業	９．不動産業
10．飲食店・宿泊業	11．医療・福祉	12．教育・学習支援業
13．サービス業	14．その他（　　）	

問２　貴事業所の従業員規模について、あてはまる番号を１つだけ○で囲んで下さい。

１．１～２人	２．３～５人	３．６～９人	４．10～49 人
５．50 人～99 人	６．100 人～300 人	７．300 人～499 人	８．500 人以上

◆犬山市の環境についてお伺いします◆

問３　環境について、どのように感じていますか。あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．環境にとても興味があり、積極的に環境に関する活動をしている
２．環境に興味があるが、環境に関する活動まではできていない
３．環境に興味は少しある
４．環境に興味は全くない

問４　犬山市の環境について、どのようになればよいと感じていますか。あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．積極的に開発を進め、利便性を追求してほしい
２．自然保護を含めた環境への配慮は必要だが開発を優先すべき
３．必要な開発は理解するが、自然保護などの環境を優先すべき
４．利便性よりも、自然環境を守るため積極的に開発等を規制してほしい

1

問５　新しい犬山市環境基本計画は、ＳＤＧｓの理念を踏まえて策定を進めていますが、あなたは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）という言葉とその内容を知っていましたか。以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．言葉を知っており、意味もよく理解している
２．言葉を知っており、概ね意味を理解している
３．言葉は知っているが、意味はよくわからない
４．初めて知った

ＳＤＧｓとは？
ＳＤＧｓとは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

問６　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）では、17 のゴールを設定していますが、あなたの興味があるゴールはどれですか、○を３つ以内で囲んでください。

１．貧困をなくそう
２．飢餓をゼロに
３．すべての人に健康と福祉を
４．質の高い教育をみんなに
５．ジェンダー平等を実現しよう
６．安全な水とトイレを世界中に
７．エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
８．働きがいも　経済成長も
９．産業と技術革新の基盤をつくろう
10．人や国の不平等をなくそう
11．住み続けられるまちづくりを
12．つくる責任　つかう責任
13．気候変動に具体的な対策を
14．海の豊かさを守ろう
15．陸の豊かさも守ろう
16．平和と公正をすべての人に
17．パートナーシップで目標を



問５　新しい犬山市環境基本計画は、ＳＤＧｓの理念を踏まえて策定を進めていますが、あなたは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）という言葉とその内容を知っていましたか。以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．言葉を知っており、意味もよく理解している
２．言葉を知っており、概ね意味を理解している
３．言葉は知っているが、意味はよくわからない
４．初めて知った

ＳＤＧｓとは？
ＳＤＧｓとは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

問６　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）では、17 のゴールを設定していますが、あなたの興味があるゴールはどれですか、○を３つ以内で囲んでください。

１．貧困をなくそう
２．飢餓をゼロに
３．すべての人に健康と福祉を
４．質の高い教育をみんなに
５．ジェンダー平等を実現しよう
６．安全な水とトイレを世界中に
７．エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
８．働きがいも　経済成長も
９．産業と技術革新の基盤をつくろう
10．人や国の不平等をなくそう
11．住み続けられるまちづくりを
12．つくる責任　つかう責任
13．気候変動に具体的な対策を
14．海の豊かさを守ろう
15．陸の豊かさも守ろう
16．平和と公正をすべての人に
17．パートナーシップで目標を



－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

◆貴事業所の環境活動についてお伺いします◆

問７　貴事業所では、**日常業務の中で、環境配慮のための活動**に取り組んでいますか。あてはまる番号を**１つだけ○**で囲んでください。

1．取り組んでいる
2．今後取り組む予定
3．特に取り組んでいない（→問１０へお進みください。問８・問９は回答不要です）

問８　貴事業所において、**環境活動に取り組んだことで得られた効果など**は何ですか。あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んでください。

1．企業イメージ・信用性の向上
2．業務の効率化によるコスト削減
3．提供している製品・サービスの品質向上
4．提供している製品・サービスの売上げ向上
5．従業員の環境意識の向上
6．コストがかかり負担となっている
7．手間がかかるため、本来業務に影響がでている。
8．その他（　　）

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

◆貴事業所の環境活動についてお伺いします◆

問７　貴事業所では、**日常業務の中で、環境配慮のための活動**に取り組んでいますか。あてはまる番号を**１つだけ○**で囲んでください。

1．取り組んでいる
2．今後取り組む予定
3．特に取り組んでいない（→問１０へお進みください。問８・問９は回答不要です）

問８　貴事業所において、**環境活動に取り組んだことで得られた効果など**は何ですか。あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んでください。

1．企業イメージ・信用性の向上
2．業務の効率化によるコスト削減
3．提供している製品・サービスの品質向上
4．提供している製品・サービスの売上げ向上
5．従業員の環境意識の向上
6．コストがかかり負担となっている
7．手間がかかるため、本来業務に影響がでている。
8．その他（　　）

資料編

３

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問９　貴事業所では、**日常業務の中で、どのような環境配慮のための対策**を実施していますか。
それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から**１つだけ○**で囲んでください。

	項　　目	実施している	取組む予定	取組む予定はない	該当なし
	記入例　⇒	1	②	3	4
	◆公害対策◆				
1	大気汚染防止対策	1	2	3	4
2	騒音・振動対策、悪臭対策	1	2	3	4
3	排水の汚濁防止対策	1	2	3	4
4	土壌の汚染防止対策	1	2	3	4
5	ダイオキシン等の有害物質対策	1	2	3	4
6	有害物質の使用削減	1	2	3	4
	◆廃棄物の減量やリサイクルの推進◆				
7	廃棄物の分別回収の実施	1	2	3	4
8	廃棄物の減量化や有効利用、再利用の実施	1	2	3	4
9	使用済み製品や容器等の回収	1	2	3	4
10	堆肥化によるリサイクルの実施	1	2	3	4
11	グリーン購入の実施	1	2	3	4
	◆省エネルギー・省資源、地球温暖化対策◆				
12	目的指標を定めた電気や水道の節約	1	2	3	4
13	設備・機械の省エネルギー対策	1	2	3	4
14	雨水利用等の水の有効利用	1	2	3	4
15	低公害車・低燃費車の導入	1	2	3	4
16	省エネ診断の実施	1	2	3	4
17	温室効果ガス排出量の把握・抑制	1	2	3	4
18	代替フロン使用の抑制・廃止	1	2	3	4
19	太陽光等の再生可能エネルギーの利用	1	2	3	4
	◆環境マネジメントシステムや環境教育◆				
20	ISO14001、エコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入	1	2	3	4
21	環境への取り組みに対するガイドライン（指針）の導入	1	2	3	4
22	社員に対する環境教育の実施	1	2	3	4
23	環境報告書（CSR レポート）の作成	1	2	3	4

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問９　貴事業所では、**日常業務の中で、どのような環境配慮のための対策**を実施していますか。
それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から**１つだけ○**で囲んでください。

	項　　目	実施している	取組む予定	取組む予定はない	該当なし
	記入例　⇒	1	②	3	4
	◆公害対策◆				
1	大気汚染防止対策	1	2	3	4
2	騒音・振動対策、悪臭対策	1	2	3	4
3	排水の汚濁防止対策	1	2	3	4
4	土壌の汚染防止対策	1	2	3	4
5	ダイオキシン等の有害物質対策	1	2	3	4
6	有害物質の使用削減	1	2	3	4
	◆廃棄物の減量やリサイクルの推進◆				
7	廃棄物の分別回収の実施	1	2	3	4
8	廃棄物の減量化や有効利用、再利用の実施	1	2	3	4
9	使用済み製品や容器等の回収	1	2	3	4
10	堆肥化によるリサイクルの実施	1	2	3	4
11	グリーン購入の実施	1	2	3	4
	◆省エネルギー・省資源、地球温暖化対策◆				
12	目的指標を定めた電気や水道の節約	1	2	3	4
13	設備・機械の省エネルギー対策	1	2	3	4
14	雨水利用等の水の有効利用	1	2	3	4
15	低公害車・低燃費車の導入	1	2	3	4
16	省エネ診断の実施	1	2	3	4
17	温室効果ガス排出量の把握・抑制	1	2	3	4
18	代替フロン使用の抑制・廃止	1	2	3	4
19	太陽光等の再生可能エネルギーの利用	1	2	3	4
	◆環境マネジメントシステムや環境教育◆				
20	ISO14001、エコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入	1	2	3	4
21	環境への取り組みに対するガイドライン（指針）の導入	1	2	3	4
22	社員に対する環境教育の実施	1	2	3	4
23	環境報告書（CSR レポート）の作成	1	2	3	4

4

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問 10　貴事業所では、地域社会の一員として、**地域の環境のためにどのような取り組み**をしていますか。あてはまる番号をすべて○で囲んでください。

1．事業所周辺の清掃活動
2．地域の清掃活動や美化活動への参加・協力
3．事業所の緑化活動
4．地域の緑化活動などへの参加・協力
5．従業員のボランティア活動支援
6．環境保全団体等への支援や寄付
7．近隣地域への環境情報提供
8．特に取り組んでいない
9．その他（　　）

問 11　貴事業所では、**環境活動に取り組む意義**について、どのようにお考えですか。あてはまる番号を○を３つ以内で囲んでください。

1．新規ビジネスのチャンスにつながることから、もっと積極的に取り組みたい
2．事業者の責務として、事業活動に当然含まれるべきものである
3．省エネなど、事業活動にメリットのある範囲で取り組みたい
4．企業の社会的責任として、最低限取り組むべきことである
5．企業として取り組むべきことであるが、費用や人手、手間がかかるため取り組みたくない
6．事業活動に際しては、法律や条例の規制基準を守っていれば十分
7．環境活動に取り組む必要はない（事業者は事業活動を重視すべき）
8．その他（　　）

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問 10　貴事業所では、地域社会の一員として、**地域の環境のためにどのような取り組み**をしていますか。あてはまる番号をすべて○で囲んでください。

1．事業所周辺の清掃活動
2．地域の清掃活動や美化活動への参加・協力
3．事業所の緑化活動
4．地域の緑化活動などへの参加・協力
5．従業員のボランティア活動支援
6．環境保全団体等への支援や寄付
7．近隣地域への環境情報提供
8．特に取り組んでいない
9．その他（　　）

問 11　貴事業所では、**環境活動に取り組む意義**について、どのようにお考えですか。あてはまる番号を○を３つ以内で囲んでください。

1．新規ビジネスのチャンスにつながることから、もっと積極的に取り組みたい
2．事業者の責務として、事業活動に当然含まれるべきものである
3．省エネなど、事業活動にメリットのある範囲で取り組みたい
4．企業の社会的責任として、最低限取り組むべきことである
5．企業として取り組むべきことであるが、費用や人手、手間がかかるため取り組みたくない
6．事業活動に際しては、法律や条例の規制基準を守っていれば十分
7．環境活動に取り組む必要はない（事業者は事業活動を重視すべき）
8．その他（　　）

5

問 12　貴事業所において、**環境活動を進めるにあたり、どのようなことが課題**であるとお考えですか。あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んでください。

1．消費者・利用者の環境に対する理解向上
2．取引先の環境に対する理解向上
3．従業員の環境に対する理解向上
4．環境に関する情報の不足
5．コスト的な問題
6．時間的な問題
7．環境への取り組みに対する市場評価の低さ
8．環境活動を推進するための組織体制の整備
9．企業間の協力・連携体制
10．特になし
11．その他（　　）

◆貴事業所の地球温暖化対策への取り組みについてお伺いします◆

問 13　次の項目について、**導入について、**それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から**１つだけ○**で囲んでください。

	項　　目	導入済み	導入検討中（予定含む）	導入予定はないが、関心はある	関心はないまたは該当しない
1	使用エネルギー削減の仕組みの導入	1	2	3	4
2	ESCO事業※による省エネ技術の導入	1	2	3	4
3	照明をLEDなど高効率なものに買い換える	1	2	3	4
4	高効率ボイラー、高効率モーターなどの動力機の導入	1	2	3	4
5	ヒートポンプ、潜熱回収、ガスエンジンなど高効率空調機の導入	1	2	3	4
6	冷水・冷却水ポンプ、空調機等などのインバーター制御機器の導入	1	2	3	4
7	建築物の省エネ性能の向上	1	2	3	4
8	高効率な自家発電設備の導入	1	2	3	4
9	PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）及び電気自動車の導入	1	2	3	4
10	屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど建物の緑化の導入	1	2	3	4
11	再生可能エネルギーの導入 ※（　）内に具体名をお書きください。例．太陽光	1 （　　）	2 （　　）	3 （　　）	4

※ 省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業のこと。ＥＳＣＯとは、Energy Service Company の略。

問 12　貴事業所において、**環境活動を進めるにあたり、どのようなことが課題**であるとお考えですか。あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んでください。

1．消費者・利用者の環境に対する理解向上
2．取引先の環境に対する理解向上
3．従業員の環境に対する理解向上
4．環境に関する情報の不足
5．コスト的な問題
6．時間的な問題
7．環境への取り組みに対する市場評価の低さ
8．環境活動を推進するための組織体制の整備
9．企業間の協力・連携体制
10．特になし
11．その他（　　）

◆貴事業所の地球温暖化対策への取り組みについてお伺いします◆

問 13　次の項目について、**導入について、**それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から**１つだけ○**で囲んでください。

	項　　目	導入済み	導入検討中（予定含む）	導入予定はないが、関心はある	関心はないまたは該当しない
1	使用エネルギー削減の仕組みの導入	1	2	3	4
2	ESCO事業※による省エネ技術の導入	1	2	3	4
3	照明をLEDなど高効率なものに買い換える	1	2	3	4
4	高効率ボイラー、高効率モーターなどの動力機の導入	1	2	3	4
5	ヒートポンプ、潜熱回収、ガスエンジンなど高効率空調機の導入	1	2	3	4
6	冷水・冷却水ポンプ、空調機等などのインバーター制御機器の導入	1	2	3	4
7	建築物の省エネ性能の向上	1	2	3	4
8	高効率な自家発電設備の導入	1	2	3	4
9	PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）及び電気自動車の導入	1	2	3	4
10	屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど建物の緑化の導入	1	2	3	4
11	再生可能エネルギーの導入 ※（　）内に具体名をお書きください。例．太陽光	1 （　　）	2 （　　）	3 （　　）	4

※ 省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業のこと。ＥＳＣＯとは、Energy Service Company の略。

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問 14　**地球温暖化対策**について、市が重点的に進めるべきだと思う施策はどれですか。あてはまる番号を3つまで○で囲んでください

1．地球温暖化対策に関する事業所への情報提供・ＰＲの充実
2．オフィス・工場への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する助成等の充実
3．太陽光発電などの地産地消の再生可能エネルギーの活用
4．事業者への省エネ診断などの調査
5．事業者への省エネ講座等の開催
6．省エネ方法などの情報提供・ＰＲ
7．エコアクションなど取得するための支援
8．産・官・学の連携による温室効果ガスの排出抑制や削減のための仕組みづくり
9．ごみの減量・資源化の推進
10．地球温暖化対策を積極的に活動している事業所等への支援
11．その他　（　　）

◆環境に関する地域貢献活動についてお伺いします◆

問 15 貴事業所では、今後、環境に関する地域貢献活動に取り組む予定はありますか。あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

1．現在も取り組んでおり、今後も継続する
2．現在取り組んでいるが、今後は、縮小する。
3．現在は取り組んでいないが、取り組みは検討している
4．取り組む予定はない

問 16 貴事業所が**協力、支援できる活動分野**はどれですか。**特にあてはまる番号を3つまで○**で囲んでください。

1．里山などの自然環境の保全対策
2．動植物の保全と生き物の住める環境づくり
3．ごみの減量・分別やリサイクルの推進
4．省エネルギー活動など温室効果ガス排出量の削減対策
5．太陽光など再生可能エネルギーの活用推進
6．環境教育・環境学習の推進
7．環境イベントなどの参加
8．その他（　　）

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問 14　**地球温暖化対策**について、市が重点的に進めるべきだと思う施策はどれですか。あてはまる番号を3つまで○で囲んでください

1．地球温暖化対策に関する事業所への情報提供・ＰＲの充実
2．オフィス・工場への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する助成等の充実
3．太陽光発電などの地産地消の再生可能エネルギーの活用
4．事業者への省エネ診断などの調査
5．事業者への省エネ講座等の開催
6．省エネ方法などの情報提供・ＰＲ
7．エコアクションなど取得するための支援
8．産・官・学の連携による温室効果ガスの排出抑制や削減のための仕組みづくり
9．ごみの減量・資源化の推進
10．地球温暖化対策を積極的に活動している事業所等への支援
11．その他　（　　）

◆環境に関する地域貢献活動についてお伺いします◆

問 15 貴事業所では、今後、環境に関する地域貢献活動に取り組む予定はありますか。あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

1．現在も取り組んでおり、今後も継続する
2．現在取り組んでいるが、今後は、縮小する。
3．現在は取り組んでいないが、取り組みは検討している
4．取り組む予定はない

問 16 貴事業所が**協力、支援できる活動分野**はどれですか。**特にあてはまる番号を3つまで○**で囲んでください。

1．里山などの自然環境の保全対策
2．動植物の保全と生き物の住める環境づくり
3．ごみの減量・分別やリサイクルの推進
4．省エネルギー活動など温室効果ガス排出量の削減対策
5．太陽光など再生可能エネルギーの活用推進
6．環境教育・環境学習の推進
7．環境イベントなどの参加
8．その他（　　）

7

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問 17 貴事業所が協力、支援できる取り組みはどれですか。特にあてはまる番号で、○を３つ以内で囲んでください。

1．寄付金、協賛金などの資金援助
2．社員の派遣などの人的労力の支援
3．自社製品の貸与、提供
4．自社が保有するノウハウ、専門技術の提供
5．自社が保有する会議室、ホール等の施設の提供
6．イベント企画、運営ノウハウの提供
7．パンフレット作成やウェブサイト運営など活動 PR、情報発信の支援
8．特になし
9．その他（　　）

問 18　貴事業所が、環境に関する地域貢献活動に取り組む場合、行政からどのような支援があると良いですか。あてはまる番号に○を３つまで囲んで下さい。

1．市のホームページや広報等での地域貢献活動の PR
2．事業所の環境活動に関する講演会やセミナーの開催
3．地域貢献活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）
4．事業所の環境活動をＰＲする場の提供（イベントやキャンペーンの実施）
5．市内の環境活動団体等に関する情報の提供
6．市内の環境活動団体等との情報交換の機会・場の提供
7．企業が行う環境に関する活動を市が認定する制度
8．特になし
9．その他（　　）

◆最後に、環境に関わるご意見等があれば、ご自由にお書き下さい。◆

アンケートの質問は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、この調査票を返信用封筒に入れ、令和元年７月 26 日（金）までにご投函ください。

8

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問 17 貴事業所が協力、支援できる取り組みはどれですか。特にあてはまる番号で、○を３つ以内で囲んでください。

1．寄付金、協賛金などの資金援助
2．社員の派遣などの人的労力の支援
3．自社製品の貸与、提供
4．自社が保有するノウハウ、専門技術の提供
5．自社が保有する会議室、ホール等の施設の提供
6．イベント企画、運営ノウハウの提供
7．パンフレット作成やウェブサイト運営など活動 PR、情報発信の支援
8．特になし
9．その他（　　）

問 18　貴事業所が、環境に関する地域貢献活動に取り組む場合、行政からどのような支援があると良いですか。あてはまる番号に○を３つまで囲んで下さい。

1．市のホームページや広報等での地域貢献活動の PR
2．事業所の環境活動に関する講演会やセミナーの開催
3．地域貢献活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）
4．事業所の環境活動をＰＲする場の提供（イベントやキャンペーンの実施）
5．市内の環境活動団体等に関する情報の提供
6．市内の環境活動団体等との情報交換の機会・場の提供
7．企業が行う環境に関する活動を市が認定する制度
8．特になし
9．その他（　　）

◆最後に、環境に関わるご意見等があれば、ご自由にお書き下さい。◆

アンケートの質問は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、この調査票を返信用封筒に入れ、令和元年７月 26 日（金）までにご投函ください。

8

4 用語解説

【あ行】

安心・安全社会

安全が確保され、人々が安心して心豊かに、質の高い生活を営むことのできる社会のこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 年 11 月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

エコステージ

中小企業でも導入しやすい環境マネジメントシステム国内規格の一つ。ISO14001 と整合性が高く、さらに経営強化を図る有効なシステム。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコツーリズム

生態系や自然環境に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深め、環境保全につながっていくことを目指す仕組み。

エコツーリズムの考え方に基づいて、自然や文化などの資源の保全に配慮しながら魅力を体験するプログラムをエコツアーと言う。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO_2）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

環境にやさしい暮らし（ライフスタイル）をいう。具体的には、自動車の不要な利用を差し控える、バスや電車などの公共機関を利用する、水の節約を心がける、生ごみや食用油を流さない、商品の購入に当たってはリサイクル可能なものなど環境への負荷の少ないものを購入する、廃棄物の発生を少なくする、省エネルギーを心がけ二酸化炭素の発生を抑制することなどがあげられる。

4 用語解説

【あ行】

安心・安全社会

安全が確保され、人々が安心して心豊かに、質の高い生活を営むことのできる社会のこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 年 11 月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

エコステージ

中小企業でも導入しやすい環境マネジメントシステム国内規格の一つ。ISO14001 と整合性が高く、さらに経営強化を図る有効なシステム。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコツーリズム

生態系や自然環境に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深め、環境保全につながっていくことを目指す仕組み。

エコツーリズムの考え方に基づいて、自然や文化などの資源の保全に配慮しながら魅力を体験するプログラムをエコツアーと言う。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO_2）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

環境にやさしい暮らし（ライフスタイル）をいう。具体的には、自動車の不要な利用を差し控える、バスや電車などの公共交通機関を利用する、水の節約を心がける、生ごみや食用油を流さない、商品の購入に当たってはリサイクル可能なものなど環境への負荷の少ないものを購入する、廃棄物の発生を少なくする、省エネルギーを心がけ二酸化炭素の発生を抑制することなどがあげられる。

エネルギー管理システム

エネルギー管理システム（energy management system）とは、住宅やビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。
家庭用のHEMS、ビル用のBEMS、マンション用のMEMS、工場用のFEMSがある。

エネルギー基本計画

2002（平成 14）年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するものであり、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。
2018（平成 26）年に第５次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である「3E（安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）＋S（安全性）」の原則をさらに発展させ、より高度な「３E＋S」、2030（令和 12）年に向けてエネルギーミックスの確実な実現を目指すこととしている。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等の様々な種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO_2）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_S）、パーフルオロカーボン類（PFC_S）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の７種類としている。

【か行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO_2）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になることを指す。
本計画では、事業所や家庭などが排出するCO_2を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって「排出」を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった「吸収」によって正味でゼロにする取り組みの意味で用いている。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。
外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼させると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO_2）や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。
この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

エネルギー管理システム

エネルギー管理システム（energy management system）とは、住宅やビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。
家庭用のHEMS、ビル用のBEMS、マンション用のMEMS、工場用のFEMSがある。

エネルギー基本計画

2002（平成 14）年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するものであり、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。
2025（令和 7）年に第７次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である「3E（安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）＋S（安全性）」の原則のもと 2040（令和 22）年度温室効果ガス 73%削減目標と整合する形でとりまとめられている。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等の様々な種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO_2）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_S）、パーフルオロカーボン類（PFC_S）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の７種類としている。

【か行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO_2）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になることを指す。
本計画では、事業所や家庭などが排出するCO_2を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって「排出」を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった「吸収」によって正味でゼロにする取り組みの意味で用いている。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。
外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼させると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO_2）や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。
この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。2018（平成 26）年に第五次計画が閣議決定された。

『第五次環境基本計画』は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な６つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしている。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市町村における計画策定が進んでいる。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として 1993（平成５）年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018（平成 30）年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。2001（平成 13）年、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が制定されている。

クールシェア

家庭や町の中の涼しい場所を家族や地域の人々でシェア(共有)することにより、エアコンの使用量を減らそうという省エネ対策。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。2024（令和 6）年に第六次計画が閣議決定された。

『第六次環境基本計画』は、気候変動、生物多様性の損失、汚染という「3 つの世界的危機」への強い危機感に基づき、現代文明の転換と社会変革を促す指針である。2030 年までの「勝負の 10 年」を見据え、環境を起点に諸課題を同時に解決する「環境・経済・社会の統合的向上」の高度化を目指している。

また、現在及び将来の国民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守りつつ持続的に発展できる「循環共生型社会」の構築を掲げている。その実現に向け、グリーンな経済システムの構築、地域循環共生圏による地域づくり、戦略的な国際協調など、6 つの重点戦略を設定している。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市町村における計画策定が進んでいる。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として 1993（平成５）年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018（平成 30）年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。2001（平成 13）年、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が制定されている。

クールシェア

家庭や町の中の涼しい場所を家族や地域の人々でシェア(共有)することにより、エアコンの使用量を減らそうという省エネ対策。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

固定価格買取制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど自然界によって補充されるエネルギー源のこと。

再資源化（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

サンクチュアリ

野生の動植物を安全に管理し、増殖育成を図るための保護区域のこと。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、平成 30（2018）年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次循環型社会形成推進基本計画』においては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げている。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、2017（平成 29）年で約 646 万ｔ発生しているとされており、日本人１人当たりに換算すると、お茶碗約１杯分（約 139ｇ）の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

侵略的外来種

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを特に侵略的外来種という。

捕食や交雑で生態系を乱すほか、人の生命や健康を損ない、農水産物に影響を与えたり、被害をもたらしたりするものが該当する。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

固定価格買取制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど自然界によって補充されるエネルギー源のこと。

再資源化（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

サンクチュアリ

野生の動植物を安全に管理し、増殖育成を図るための保護区域のこと。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、令和 6（2024）年に第五次計画が閣議決定された。

『第五次循環型社会形成推進基本計画』においては、循環経済への移行を国家戦略として掲げた上で、ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、汚染削減の同時達成を目指し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進することとしています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すこと。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、2024（令和 6）年度推計値で約 461 万ｔ発生しているとされており、国民１人当たりに換算すると、1日約 102g（年間約 37kｇ）の食べ物が捨てられている計算になる。

侵略的外来種

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを特に侵略的外来種という。

捕食や交雑で生態系を乱すほか、人の生命や健康を損ない、農水産物に影響を与えたり、被害をもたらしたりするものが該当する。

現行計画書

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

生物多様性条約では、

・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
・様々な生物種が存在する＝種の多様性
・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という３つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

2008（平成 20）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標（13 目標）とその達成に向けた主要行動目標（48 目標）を定め、目標の達成状況を測る指標（81 指標）を設定している。また、2020（令和２）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「５つの基本戦略」を設定している。

ゼロエネルギー化

住宅やビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支をプラスマイナス「ゼロ」とすること。

消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅は ZEH（ゼッチ/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ビルは ZEB（ゼブ/ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）と呼ばれる。

ゼロカーボンシティ

地域における脱炭素化の取り組みとして、「2050 年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素（CO_2）の排出量を実質ゼロにする」ことを表明した自治体のこと。

【た行】

太陽光発電

シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO_2）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第８条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。2016（平成 28）年に閣議決定された。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第３回締約国会議（COP３）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、1998（平成 10）年に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ライフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO_2）排出量の削減を実現した社会のこと。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

改訂計画素案

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

生物多様性条約では、

・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
・様々な生物種が存在する＝種の多様性
・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という３つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

2008（平成 20）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略で、2030 年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略である。2030 年のネイチャーポジティブの実現に向け、５つの基本戦略と、基本戦略ごとの状態目標（全 15 個）・行動目標（全 25 個）を設定している。

ゼロエネルギー化

住宅やビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支をプラスマイナス「ゼロ」とすること。

消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅は ZEH（ゼッチ/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ビルは ZEB（ゼブ/ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）と呼ばれる。

ゼロカーボンシティ

地域における脱炭素化の取り組みとして、「2050 年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素（CO_2）の排出量を実質ゼロにする」ことを表明した自治体のこと。

【た行】

太陽光発電

シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO_2）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第８条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。2025（令和 7）年に閣議決定された。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第３回締約国会議（COP３）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、1998（平成 10）年に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

現行計画書

テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の３つに分けられる。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

特定外来生物

2004（平成 16）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

【な行】

燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。

燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

なお、本計画では市街地の気温がアスファルトなどによる地表の被覆の人工物化、自動車や空調機による人工排熱の増加などにより、周辺の農地や集落地に比べて高温を示す意味で用いている。

光害（ひかりがい）

光害は、照明の設置方法や配光が不適切であったり、必要のない時間帯まで点灯されていることで、景観や周辺環境に及ぼす影響のことをいう。

主な影響として、居住者への影響のほか、野生生物や植物の生長への影響、エネルギーの浪費などがある。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のこと。

改訂計画素案

脱炭素社会

再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ライフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガスの排出量を、森林等の吸収量を差し引いて実質ゼロにした社会のこと。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

デコ活

デコ活とは、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けて、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。省エネルギー製品の利用、住宅の省エネルギー化、公共交通機関の利用など、暮らしの中で脱炭素につながる行動や選択を促進する取組である。

テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の３つに分けられる。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

電動車

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

特定外来生物

2004（平成 16）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

【な行】

燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。

燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、生物多様性国家戦略 2023-2030 における 2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた 2030 年ミッションとして掲げられている。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

洞（ほら）

谷戸や谷地などとも呼ばれ、台地に河川の浸食で谷が刻まれ、海進による堆積、海退による陸地化で生じた平らな谷底をもつ浅い谷地形のこと。

三方（両側、後背）に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などで構成される。

【ま行】

まちの低炭素化

都市から排出される二酸化炭素（CO_2）を抑制するまちづくり。

具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車等の都市の構成要素の低炭素化、都市のエネルギーシステムの低炭素化を指す。また、二酸化炭素（CO_2）の吸収源となるみどりを保全・創出し、緑化等によってヒートアイランド現象を緩和させ、二酸化炭素（CO_2）の排出を抑制するまちづくりのこと。

水循環基本法

健全な水循環の維持または回復に向けた総合的な施策を推進するため 2017（平成 29）年に制定された法律。

「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としている。

【英数】

COOL CHOICE 運動

2030（令和２）年度の温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」を促す取組である。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

CSR

Corporate Social Responsibility の略語で、企業が消費者・従業員・株主などから信頼を得るための社会貢献のこと。

人権を尊重した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境への配慮、地域社会貢献等々、市民としての企業が果たすべき責任をいう。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

４R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：排出抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」の３R に「Refuse(リフューズ：断る)」を加えたもの。

パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

なお、本計画では市街地の気温がアスファルトなどによる地表の被覆の人工物化、自動車や空調機による人工排熱の増加などにより、周辺の農地や集落地に比べて高温を示す意味で用いている。

光害（ひかりがい）

光害は、照明の設置方法や配光が不適切であったり、必要のない時間帯まで点灯されていることで、景観や周辺環境に及ぼす影響のことをいう。

主な影響として、居住者への影響のほか、野生生物や植物の生長への影響、エネルギーの浪費などがある。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のこと。

洞（ほら）

谷戸や谷地などとも呼ばれ、台地に河川の浸食で谷が刻まれ、海進による堆積、海退による陸地化で生じた平らな谷底をもつ浅い谷地形のこと。

三方（両側、後背）に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などで構成される。

【ま行】

まちの脱炭素化

都市から排出される二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガスを実質ゼロにするまちづくり。

具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車等の都市の構成要素の脱炭素化、都市のエネルギーシステムの脱炭素化を指す。また、二酸化炭素（CO_2）の吸収源となるみどりを保全・創出し、緑化等によってヒートアイランド現象を緩和させ、二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガスの排出を実質ゼロにするまちづくりのこと。

水循環基本法

健全な水循環の維持または回復に向けた総合的な施策を推進するため 2014（平成 26）年に制定された法律。

「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としている。

【英数】

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

CSR

Corporate Social Responsibility の略語で、企業が消費者・従業員・株主などから信頼を得るための社会貢献のこと。

人権を尊重した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境への配慮、地域社会貢献等々、市民としての企業が果たすべき責任をいう。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

30by30(サーティ・バイ・サーティ)

2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年グローバルターゲットの 1 つに盛り込まれた。我が国ではこの新枠組を踏まえ、2023 年 3 月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030 年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして 30by30 目標を位置付けている。

４Ｒ

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：排出抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」の３Ｒに「Refuse(リフューズ：断る)」を加えたもの。

5 市域からの温室効果ガス排出量の算定方法

●エネルギー起源 CO2

部 門	区 分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の愛知県データから、農林水産業全体の CO_2 排出量を、「市町村内総生産額」（市町村民経済計算：愛知県）を使って按分 農林水産業 CO_2 排出量（犬山市） ＝農林水産業全体の CO_2 排出量（愛知県）×農林水産業の市内総生産額／農林水作業の県内総生産額
	建設業・鉱業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の愛知県データから、建設業の CO_2 排出量を、「市町村内総生産額」（市町村民経済計算：愛知県）を使って按分 建設業・鉱業 CO_2 排出量（犬山市） ＝CO_2 排出量（愛知県）×建設業の市内総生産額／建設業の県内総生産額
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の愛知県データから、製造業中分類毎の CO_2 排出量を「製造品出荷額等」（工業統計：経済産業省）を使って按分。 製造業 CO_2 排出量（愛知県） ＝Σ製造業中分類の CO_2 排出量（愛知県）×製造品出荷額等（犬山市）／製造品出荷額等（愛知県）
民生部門	業務その他	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の愛知県データから、産業標準分類に基づく第３次産業の CO_2 排出量を、「市町村内総生産額」（市町村民経済計算：愛知県）を使って按分 民生業務部門 CO_2 排出量（犬山市） ＝CO_2 排出量（愛知県）×Σ第３次産業の産業標準分類の市内総生産額／第３次産業の産業標準分類の県内総生産額
	家庭	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の愛知県データから、「世帯数」（住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省）を使って按分。 民生家庭部門 CO_2 排出量（犬山市） ＝民生家庭の CO_2 排出量（愛知県）×市内世帯数／県内世帯数
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」（国土交通省）の愛知県データから、「自動車保有台数」（愛知県統計年鑑）を使って按分。 自動車 CO_2 排出量（犬山市） ＝Σ愛知県の車種別燃料消費量×市内車種別自動車保有台数／県内車種別自動車保有台数
	鉄道	「鉄道統計年報」（国土交通省）から、名古屋鉄道の営業キロに占める市内営業キロ（図上計測）を用いて、名古屋鉄道の電力消費量を按分 鉄道 CO2 排出量（犬山市）＝名古屋鉄道の消費電力×名古屋鉄道の市内営業キロ／名古屋鉄道の全線営業キロ

●非エネルギー起源 CO2

部 門	区 分	算定方法
廃棄物部門	一般廃棄物	「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」から、犬山市都市美化センターの年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出

5 市域からの温室効果ガス排出量の算定方法

市域からの温室効果ガス排出量のうち、製造業については、環境省マニュアルの「事業所排出量積上法」で算出し、その他の排出量は、環境省が標準的手法等に基づき排出量を算定し、公表している「自治体排出量カルテ」により把握します。

●エネルギー起源 CO2

部 門	区 分	算定方法
産業部門	農林水産業	愛知県の農林水産業炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計）を市町村の農林水産業の従業者数（経済センサス）の割合で按分して算出。 ■農林水産業 CO_2 排出量（犬山市）＝愛知県の農林水産業炭素排出量／愛知県の農林水産業従業者数×犬山市の農林水産業従業者数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
	建設業・鉱業	愛知県の建設・鉱業炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計）を市町村の建設・鉱業の従業者数（経済センサス）の割合で按分して算出。 ■建設業・鉱業 CO_2 排出量（犬山市）＝愛知県の建設業・鉱業炭素排出量／愛知県の建設業・鉱業従業者数×犬山市の建設業・鉱業従業者数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
	製造業	以下の事業所排出量積上法（環境省マニュアル：カテゴリ D）により算出。 ■製造業 CO_2 排出量（犬山市）＝特定事業所排出量実績値 ＋ 非特定事業所排出量推計値 ■特定事業所排出量実績値 ＝「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における犬山市内の特定事業所の排出量の合計 ■非特定事業所排出量推計値 ＝ Σ｛(全国業種別排出量－全国業種別特定事業所排出量)÷（全国業種別事業所数－全国業種別特定事業所数）×犬山市内業種別非特定事業所数｝
民生部門	業務その他	愛知県の業務その他部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計）を市町村の業務その他部門の従業者数（経済センサス）の割合で按分して算出。 ■業務その他 CO_2 排出量（犬山市）＝愛知県の業務その他部門炭素排出量／愛知県の業務その他従業者数×犬山市の業務その他従業者数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
	家庭	愛知県の家庭部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計）を市町村の世帯数（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）の割合で按分して算出。 ■家庭部門 CO_2 排出量（犬山市）＝愛知県の家庭部門炭素排出量／愛知県の世帯数×犬山市の世帯数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
運輸部門	自動車	全国の旅客・貨物自動車について、全国の自動車車種別炭素排出量（総合エネルギー統計）を市町村の自動車保有台数（市区町村別自動車保有車両数統計等）の割合で按分して算出。 ■自動車 CO_2 排出量（犬山市）＝全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×犬山市の自動車車種別保有台数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
	鉄道	全国の鉄道炭素排出量（総合エネルギー統計）を市町村の人口（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）の割合で按分して算出。 ■鉄道 CO_2 排出量（犬山市）＝全国の鉄道における炭素排出量／全国の人口×犬山市の人口×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）

●非エネルギー起源 CO2

部 門	区 分	算定方法
廃棄物部門	一般廃棄物	一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源のプラスチックごみ及び合成繊維の量（一般廃棄物処理実態調査）に対して、排出係数を乗じて算定。 ■一般廃棄物 CO_2 排出量（犬山市）＝一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量×2.77（排出係数）＋一般廃棄物中の合成繊維の焼却量×2.29（排出係数） ※排出係数：対象物を 1t 焼却したときに発生する CO_2の量

（出典：温室効果ガス排出量の推計の前提条件等 各部門の算出方法（環境省））
（出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【算定手法編】（環境省））